

練馬区立学校の学期制および土曜授業の在り方について

答申

平成26年（2014年）2月

練馬区教育課程検証委員会

目次

はじめに	1
審議経過	1
審議日程	2
諮問文	3
第1章 学期制の在り方	
1 二学期制導入の経緯	4
2 二学期制の成果	5
3 二学期制の課題	6
4 学期制の在り方について	7
第2章 土曜授業の在り方	
1 土曜授業導入の経緯	8
2 土曜授業の成果	10
3 土曜授業の課題	11
4 土曜授業の在り方について	12
資料	
1 教育課程検証のための意識調査の結果	16
2 教育課程検証委員会設置要綱	42
3 教育課程検証委員会委員名簿	44

はじめに

練馬区では、学校週5日制などの教育制度の変化や、教育内容の在り方を示す学習指導要領の改訂などを踏まえ、豊かな心と確かな学力を育成していくために、平成19年度から全区立中学校に、平成20年度からは全区立小学校に二学期制を導入した。この間、児童・生徒と向き合う時間や教育相談の時間の確保、学びの連続性の実現、学習活動における評価の充実などの成果が得られた。

一方で、学期末、休業日前後の区切りを意識させることが困難であることや、学習活動の評価の回数が減ることについて保護者の不安の声があることなどから、二学期制の在り方について検証をしていくことが求められた。

また、平成24年度からは、振替休業を行わない土曜授業を年間8回実施し、各学校においては、授業時数の確保はもとより、地域の方や保護者が学校を参観する機会を増やしている。このことは開かれた学校づくりをますます推進するための機会となっている。そうした中、児童・生徒が家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やすという学校週5日制の趣旨を踏まえ、土曜日における教育課程に位置付けられた授業の在り方について検証をする必要が生じた。

このようなことから、二学期制および土曜授業について、これまでの成果や課題を踏まえた検証および今後の方向性についての意見を求める諮問を受け、教育課程検証委員会を設置した。

審議経過

平成25年度から、練馬区教育委員会教育振興部教育指導課が事務局となり、学識経験者をはじめとして、区立小中学校および小中一貫教育校の管理職、教員、保護者の代表を委員として「教育課程検証委員会（以下、「委員会」という。）」を設置した。

第1回委員会では区立小中学校の二学期制と土曜授業の現状について意見交換を行った。7月には広く意見を得るために、教員、保護者、学校評議員を対象に「教育課程検証のための意識調査」（以下、「意識調査」という。）を実施した。第2回委員会では意識調査の集計結果をもとに、二学期制と土曜授業の成果と課題について整理した。第3回委員会では、意識調査をさらに分析し、今後の学期制と土曜授業の在り方について協議を行った。第4回委員会では答申の内容について協議し、答申を作成した。

審議日程

月 日	回	内 容
平成25年 6月10日	第1回	組織立ち上げ、委員委嘱、座長選出、設置目的等の確認、現状把握、今後の検証計画立案
6月26日 ～7月12日		意識調査実施 (小中学校保護者・学校評議員対象、教員対象)
7月19日		意識調査回収
7～9月		意識調査まとめ
9月17日	第2回	1 二学期制の成果と課題について 2 土曜授業の成果と課題について
10月21日	第3回	1 二学期制の成果と課題および今後の方向性について 2 土曜授業の成果と課題および今後の方向性について
12月 9日	第4回	協議のまとめ (答申)

教育課程検証委員会設置要綱（平成 25 年 5 月 30 日・25 練教教指第 664 号）第 2 条の規程に基づき、下記の項目について理由を添えて諮問します。

平成 25 年 6 月 10 日

練馬区教育委員会
教育長 河 口 浩

記

練馬区立小・中学校および小中一貫教育校において、二学期制や土曜授業をはじめとした教育課程に関する成果や課題を検証し、今後の教育課程編成に関する方向性について、貴会の意見を求めます。

（理由）

練馬区では、学校週 5 日制などの教育制度の変化や、教育内容の在り方を示す学習指導要領の改訂などを踏まえ、豊かな心と確かな学力を育成していくために、平成 19 年度から区立全中学校に、平成 20 年度からは全小学校に二学期制を導入いたしました。

この間、児童・生徒と向き合う時間や面談等の教育相談の時間の確保、学びの連続性の実現、学習活動の評価の充実などの成果が得られています。

一方で、学期末、休業日前後の区切りを意識させることが困難であることや学習活動の評価の回数が減ることについて保護者の不安の声があることなどから、二学期制の在り方についてさらに検討をしていくことが求められています。

また、平成 24 年度からは、振替休業を行わない土曜授業を年間 8 回実施しております。各学校においては、授業時数の確保はもとより、地域の方や保護者の方が学校を参観する機会が増えております。このことは開かれた学校づくりをますます推進するための機会となっているものと考えております。

一方で、児童・生徒が家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やすという学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、土曜日における教育課程に位置付けられた授業の実施の在り方について検討をする必要があります。

つきましては、二学期制および土曜授業について、これまでの成果や課題を踏まえ、今後の方向性についての提言をお願いいたします。

第1章 学期制の在り方

1 二学期制導入の経緯

二学期制の導入は、学期の区切りを変更することをきっかけにして、学校が授業や学校行事などを見直し、学校での教育活動をより充実させることをねらいとしている。

その背景として、平成14年度から学校が完全週5日制になったこと、教科の目標や内容を定めている学習指導要領が改訂されたこと、評価・評定が相対評価から絶対評価になったこと、法令が改正され、学期については東京都ではなく区市で決められるようになったことなどがある。

練馬区としても長期計画を策定し、教育内容の充実や子供たちが楽しく満足して学ぶことができる学校教育の推進を図り、学校改善の取組を進めてきた。具体的な取組として、校内研修や学力調査等を生かした授業改善の推進、少人数指導やチーム・ティーチング等による個に応じた指導の充実、学校公開や学校評価等による開かれた学校づくりなどがある。

このような中、平成15年度に小学校1校、中学校1校を研究指定校に指定し、二学期制の試行および評価二学期制の研究を行った。平成16年度には小学校2校、中学校1校において二学期制を導入した。平成17年3月に教育委員会において全区立小中学校に二学期制導入の方針を決定した。平成18年度には二学期制導入準備委員会を設置し、教育だよりやリーフレットなどで周知をした。また、保護者や地域に対する説明会を学校で開くとともに、小・中学校のPTA連合協議会へ説明をした。平成18年11月に練馬区立学校の管理運営に関する規則を改正し、平成19年度から全区立中学校において二学期制を導入した。平成20年度からは全区立小学校にも二学期制を導入し、全区立小中学校において二学期制を実施した。

二学期制を導入することにより、以下の三点を充実させることを目指した。

(1) 「学びの連続性」の確保

一つの学期が長くなることで、繰り返し学習したり復習したりする時間を確保し、基礎的・基本的な内容を身に付けるための指導を一層充実させる。また、児童・生徒が学習意欲をもち続けられるように、学期の途中にある夏季休業や冬季休業を活用し、目的をしっかりとたせて体験学習や調べ学習を行うなど、学びが連続するような工夫をする。

(2) きめ細かな指導と評価の充実

児童・生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かい指導を行う。また、学習への関心・意欲・態度、ノート、レポート、作品、小テストなど、多くの資料を基に学習状況をきめ細かく評価し、指導に生かす。

(3) 子供と教師が向き合う時間的ゆとりの確保

長期休業前の7月や12月にもじっくりと学習に取り組む時間を確保し、落ち着いた学習を行えるよう環境を整える。また、夏季休業前に教育相談を実施するなど、児童・生徒一人一人の学習状況に応じた指導や相談活動を充実させる。さらに、これまでの三学期（1月から3月）には、1年間の学習のまとめや、進級・卒業に向けての落ち着いた取組を行う。

2 二学期制の成果

(1) 学びの連続性の確保

小学校においては、長期休業前に担任による面談を行い、児童の学習意欲を持続させ、学習の目標をもたせることができた。また、長期休業中には個人の課題に合わせた補充学習を行い、長期休業後にはまとめのテストを行うなどの工夫をして学びの連続性の確保につながった。

意識調査の結果、「二学期制により一つの学期が長くなることで、繰り返し学習したり復習したりすることで、基礎的・基本的な内容の指導が充実し、学びの連続性につながっている」と回答をした小学校教員は44.3%で、「学びの連続性につながっていない」と回答した小学校教員20.1%を大きく上回った。

(2) きめ細かな指導と評価の充実

学期の期間が長くなることにより、評価資料が増え、多くの観点から評価することができるようになった。特に、年間授業時数が少ない教科については、顕著な成果としてあげられている。

意識調査の結果、「二学期制により、一人一人の児童・生徒に対してきめ細かい指導ができ、多くの評価資料を用いた評価や評定を行うことにつながっている」と回答をした小学校教員は50.6%であり、「つながっていない」と回答した小学校教員16.4%を大きく上回った。特に小学校において成果があったことを示している。

(3) 子供と教師が向き合う時間的ゆとりの確保

小学校については、子供と教師が向き合う時間的ゆとりを確保することができたことが明らかになった。また、儀式的行事や定期考査の回数が減ることにより、授業時数のある程度確保することができた。さらに、長期休業前にも校外学習や研究授業などを設定でき、じっくりと学習に取り組む時間の確保につながった。

意識調査の結果、「二学期制により、児童・生徒と向き合う時間的ゆとりが生まれていると思う」と回答をした小学校教員は49.4%であり、「ゆとりが生まれていると思わない」と回答した26.5%を上回った。

二学期制を継続した方がよいと回答した教員のうちの71.5%は、定期試験や通知表を作成するなどの事務作業の負担が減り、児童・生徒と向き合う時間が増えると感じている。また、二学期制を継続した方がよいと回答した保護者のうちの69.0%は、その理由として、「始業式、終業式などの学校行事や定期考査などの回数が減り、その分も他の教育活動にあてることができるから」と回答している。

これらのことから、二学期制は小学校の教育活動について大きな成果をもたらしたと考えられる。二学期制であれば長期休業前にも余裕をもって学校行事を位置付けることができ、年間指導計画にゆとりが生まれ、きめ細かな指導の実現を図ることができたと捉えている。意識調査の結果、「二学期制を継続した方がよい」と回答した小学校教員は54.2%と中学校教員の18.5%を大きく上回っていることから読み取ることができる。

3 二学期制の課題

(1) 学びの連続性の確保

本区では秋休みを設定していない。そのため学期の区切りが土・日曜日しかなく、児童・生徒の気持ちの切り換えが難しいことが課題となった。

意識調査の結果、「二学期制について改善した方がよい」と回答したのは、教員が38.0%、保護者が64.7%、学校評議員が55.7%であった。その理由として、「二学期制は児童・生徒に学期末、休業日前後の区切りを意識させることが難しい」と回答した割合が最も高く、教員は81.1%、保護者は78.9%、学校評議員は75.6%であった。

また、「二学期制により一つの学期が長くなることで、繰り返し学習したり復習したりすることで、基礎的・基本的な内容の指導が充実し、学びの連続性につながっている」と回答した中学校教員は14.4%で、「学びの連続性につながっていない」と回答した中学校教員の54.2%を大きく下回った。これは、中学校においては、学期途中に長期休業日が入るため、学習の連続性と学習意欲の維持が難しく、長期休業中に補充教室等を行うなどの工夫を行っているものの、学びの連続性を実感しにくいことが一因と考えられる。

(2) きめ細かな指導と評価の充実

中学校において、定期考査の回数が減ることによる学習意欲の低下や試験範囲の拡大による生徒の負担に対する不安がある。また、通知表として確定した学期の成績表が示されないことについて、特に進路選択の場面で不安の声があがっている。これらの不安に対して、中学校では、特に第3学年において、学期末だけではなく、評価・評定に関わる何らかの資料を出している学校も多く、教員に負担感がある。

意識調査の結果、「二学期制により、一人一人の児童・生徒に対してきめ細かい指導ができ、多くの評価資料を用いた評価や評定を行うことにつながっている」と回答をした中学校教員は22.0%で「つながっていない」と回答した45.8%を大きく下回った。また、「つながっている」と回答した保護者は12.7%で、教員以上に肯定的回答の割合が少ないことが明らかになった。

(3) 子供と教師が向き合う時間的ゆとりの確保

意識調査の結果、中学校において、二学期制による子供と教師が向き合う時間的ゆとりを実感している教員は16.8%であり、生徒と教員が向き合う時間的ゆとりの確保には課題がある。これは特に中学校の進路指導において、評価・評定に関わる資料作成の回数が二学期制になっても減らなかったことも一因と考えられる。

また、「二学期制により、児童・生徒と向き合う時間的ゆとりが生まれていると思う」と回答をした保護者は11.2%、学校評議員は16.8%であり、低い値であった。

これらのことから、二学期制は中学校において課題が多く見られたと言える。中学校において、生徒や保護者に対して評価資料の提示や、長期休業中の補充教室の充実について取り組んできたが、生徒や保護者および地域に対し、二学期制のメリットの十分な理解を得るには至っていないと考えられる。

4 学期制の在り方について

二学期制は導入から小学校においては6年、中学校においては7年が経過している。二学期制は個に応じた指導やきめ細かな学習評価の充実、授業時数の確保やゆとりある教育活動の推進、校内研究等や学校行事へのゆとりある取組等の一定の成果を上げてきた。特に小学校では、長期休業前の担任による面談で、児童の学習意欲を持続させ、学習の目標をもたせたり、児童と教師が向き合う時間的ゆとりを確保することができたりといった成果があった。しかしながら、1学期と2学期との間における学期の区切りが土・日曜日しかないことによる児童・生徒の気持ちの切り換えが難しいことや、長期休業前に通知表が児童・生徒に示されなかったり、定期考査の回数が減ったりすることによる学習意欲の持続が難しいとの意見がある。さらに、特に中学校において、通知表等での学習評価の通知機会の減少による生徒や保護者の進路相談への不安や、それを補うための資料作成の教員の負担といった課題も見られる。

これらの課題に対し、特に中学校においては、長期休業前や長期休業中に面談を行い、一人一人の生徒の学習状況について説明に努めてきた。しかし、生徒や保護者からは、確定した学期の評定を求める声が後を絶たないのが現状である。一方で、二学期制導入の目的の一つであった授業時数の確保については、平成24年度から土曜授業を実施したことで、確保することができるようになった。また、学期の区切りを意識させることは秋休みを設定することで可能だが、長期休業を短縮して秋休みを実施することは学校行事への影響からも現実的ではない。長期休業前に確定した学期の評価・評定を児童・生徒に示すことなど、現在の二学期制では解決することが難しい課題もある。特に中学校においては、長期休業前に確定した評価・評定が示されないことによって、進路選択に対する不安が広がっている。

これらの課題を解決するためには、長期休業を区切りとした三学期制へ移行することが望ましいと考える。現在の二学期制の導入にあっては、学校現場に混乱をきたさないために5年間という時間をかけてきたことから、三学期制の導入にあたっては、児童・生徒や保護者に混乱をきたすことのないよう移行時期に配慮する必要がある。また、三学期制移行後も、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、学びの連続性と学習意欲の維持や、きめ細かな指導と評価の充実といった二学期制の成果を生かした新たな三学期制を構築し、その在り方を検証していく必要があると考える。

第2章 土曜授業の在り方

1 土曜授業導入の経緯

(1) 学校週5日制について

学校週5日制は、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという文部科学省の基本理念の下、平成4年9月から月1回の学校週5日制実施、平成7年4月から月2回の学校週5日制実施、平成14年4月から完全学校週5日制と段階的に実施された。

学校週5日制の下、休日に地域において学習や体験活動の場を提供する取組や、学校が希望者を対象とした学習やスポーツ、体験活動等を行う取組等も行われるようになってきている。

東京都教育委員会においては、平成20年12月に土曜日における授業の実施に係る留意点について通知した。学習指導要領の改訂に伴い、確かな学力の向上や家庭・地域との連携・協力が一層求められている中、教育課程に位置付けられた土曜授業の実施を希望する学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとした。実施に当たっては、校内の指導体制を確立するとともに、学区域内の保護者及び地域住民等に対して趣旨説明を行うなど、十分な理解を得ることを前提とした。

文部科学省は、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、平成25年11月学校教育法施行規則の改正を行った。併せて、平成26年度概算要求における「土曜日の教育活動推進プラン」の実現などを通じて、学校、家庭、地域の連携により、全体として子供たちの土曜日の教育環境が充実したものになるよう、支援に取り組んだ。

(2) 練馬区教育委員会の基本的な考え方

本区においては、夏季休業日の短縮や学びの連続性を確保することを目的とした二学期制の実施により、学習指導要領に対応した一定の授業時数の確保を行ってきた。

そのため、平成23年度までの教育課程の編成においては、振替休業日を設定しない土曜日等に授業を実施することは認めていなかった。

しかし、平成24年度からは、学校週5日制の趣旨を踏まえた上で、振替休業日を設定しない土曜日等に授業を実施できるようにし、授業時数の確保を行った上で、夏季休業日の短縮を廃止した。

ア 土曜授業実施に向けた基本的な考え方

- ① 月曜日から金曜日の放課後等に、教員が児童・生徒に向き合う時間や教員同士で指導上の共通理解を図る時間を確保する必要がある。
- ② より多くの保護者や地域の方に教育活動を開き、学校教育に対する理解や信頼を高め、学校と家庭、地域との実質的な連携・協力体制をこれまで以上に進める必要がある。
- ③ 学習指導要領に基づく授業改善を進めるためには教員の教材研究や研修等の時間を

長期休業日等に確保し、指導力の向上に努める必要がある。

イ 具体的な実施方法

振替休業日を設定しない土曜授業を全小中学校で実施する。

- ① 平成24年度以降については、6月から2月までの第二土曜日に振替休業日を設定しない土曜授業を実施することを原則とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施の有無			○	○		○	○	○	○	○	○	

- ② 午前授業を原則とする。(給食なし)

* 土曜日の教育活動は保護者が参観することができる。

2 土曜授業の成果

(1) 学校公開による信頼の高まり

より多くの保護者や地域の方に教育活動を開き、学校教育に対する理解や信頼を高め、学校と家庭、地域との実質的な連携・協力体制をこれまで以上に築くことができた。

意識調査の結果、授業の公開を原則としたことで保護者や地域住民の参観の機会を増やし、学校への理解や信頼が高まったと回答した教員は32.0%、保護者は64.3%、学校評議員は74.7%、であった。土曜日に授業を参観することは、学校の様子が分かるだけでなく、教員や他の保護者との情報交換を行うことができるとの保護者からの意見もあった。

(2) 開かれた学校づくりの構築

土曜日に道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を実施することができるようになり、より保護者が地域と連携した開かれた学校づくりにつながることができた。

「平日は仕事があり、参観するためには休暇を取得していた。」「土曜授業は、行事等も含め参観の機会が増えて助かっている。」との保護者からの意見もあった。

(3) 保護者や地域住民参加による教育活動の活性化

むかしあそび（生活科）、地域の昔調べ（社会科）、地域の伝統芸能の体験学習（総合的な学習の時間）等、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業を充実することができた。

意識調査の自由意見からは、「土曜日に授業を実施することで保護者や地域の方に参観してもらえるだけでなく、ゲストティーチャーとして参加してもらえる機会が増えたことにより、授業の多様化にもつながっている。」との意見があった。また、「保護者や地域の方の参加や参観により、児童・生徒が意欲的に授業に取り組んでいる。」という意見があった。

(4) 授業時数の確保

学校週5日制の趣旨を踏まえたうえで、土曜日に授業を実施することで年間24時間程度の授業時数の確保ができた。このことにより夏季休業日の短縮を廃止することができた。さらに、「授業時数が確保できたうえで、平日に多少のゆとりを感じる。」という多くの教員からの意見もあり、教員が児童・生徒に向き合う時間や教員同士で指導上の共通理解を図る時間が平日の放課後等にある程度確保できたと言える。

3 土曜授業の課題

(1) 健康安全

土曜授業の翌週の始めに児童・生徒の疲労が見られることや、土曜日はスクールゾーンが確保されておらず、登校時に保護者や教員が見回る必要があるため負担である等の意見が意識調査から見られた。土曜授業の児童・生徒の健康管理や安全確保といった課題がある。

意識調査の結果、「土曜授業を実施しない方がよい」と回答した教員16.2%の主なその理由は、「土曜日に授業を実施することで、児童・生徒や教員の負担感が増す」ということであった。

(2) 学校参観

「普段の教育活動を参観するには、平日に公開するのがよい。」「大人が休みである土曜日に、子供の授業を増やす必要があるのか。」「家族の時間を大切にしたい。」という意見があった。土曜授業の実施に当たっては、校内の指導体制を確立するとともに、学区域内の保護者及び地域住民等に対して趣旨説明を行うなど、十分な理解を得ることを今後、継続していく必要がある。

(3) 部活動

「部活動にもっと集中させたい。」「クラブチーム練習に参加させるためには学校を欠席するしかない。」という意見があった。部活動は、対外試合等を通じ、他校の児童・生徒との交流のきっかけとなるものでもある。特に、土・日曜日等に行われる対外試合や大会は、日常の部活動の目標となる一方、試合や運営への参加を通じ、児童・生徒間の幅広い交流ができる場として、大きな意義を有するものである。土曜授業を年間8回実施することで、こうした機会が減少してしまうことは課題であると言える。

(4) 地域の活動

「土曜日の習い事に支障が出る。」というような意見だけでなく、「土曜授業が行われるようになってから、地域のスポーツチーム、お囃子、行事等への児童・生徒の参加が減っている。」との意見がある。学校、家庭、地域の連携協力のもとで教育を進めていくことが求められている中で、地域が主催する行事や体験活動に参加しづらくなることは課題である。

4 土曜授業の在り方について

土曜授業は、子供たちの土曜日をより有意義なものとし、確かな学力と豊かな心、健やかな体等の「生きる力」の育成に資する観点から行われるべきものである。このことを踏まえ、本区では、今後も地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、授業公開日等を設定したり、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いて体験活動を行ったり、豊富な知識・経験をもつ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日に実施することのメリットを活かした学習活動を行っていく必要がある。

しかし、土曜日はスクールゾーンが確保されておらず、登下校時の児童・生徒の安全確保については、今後も継続して検討する必要がある。

また、振替休業を行わない土曜授業を実施する回数については、学校や地域の実情、児童・生徒や教職員の負担等も踏まえる必要がある。土曜授業を行う回数を、現在よりも多く実施した方がよいという意見があるが、意識調査の結果、「現在のように今後も土曜日に授業を年間8回程度実施するのがよい」と回答した教員は49.2%、保護者は38.1%、学校評議員は24.1%であった。また、「毎月2回程度実施した方がよい」と回答した教員は2.7%、保護者は29.5%、学校評議員は44.2%であり、学校評議員は月2回実施の割合が最も大きかった。しかし、回数を増やすことにより、部活動や土曜日を含めて活動している地域のスポーツチーム、お囃子、行事等の活動への支障も生じてくるため、現在実施している第二土曜日を基本に年間8回程度実施することが望ましいと考える。

ただし、今後の国および都の動向を見据え、土曜授業については、状況に応じて検討が必要になる場合もあると考える。

資 料

- 1 教育課程検証のための意識調査の結果
- 2 教育課程検証委員会設置要綱
- 3 教育課程検証委員会委員名簿

教育課程検証のための意識調査の結果

1 調査の目的

二学期制や土曜授業をはじめとした練馬区立小中学校の教育課程に関する成果や課題を検証し、今後の教育課程編成に関する方向性について協議するための資料とする。

2 調査対象

- (1) 全教員 (小学校 1,590人 中学校 833人 計 2,423人)
- (2) 保護者 (全小中学校P・T・A役員 小学校 1,290人 中学校 670人 計 1,960人)
- (3) 学校評議員 (小学校 714人 中学校 250人 計 964人)

3 調査内容

- (1) 二学期制について (教員 9問 保護者・学校評議員 9問)
- (2) 土曜授業について (教員 6問 保護者・学校評議員 7問)
- (3) 夏休みの短縮について (教員 4問)

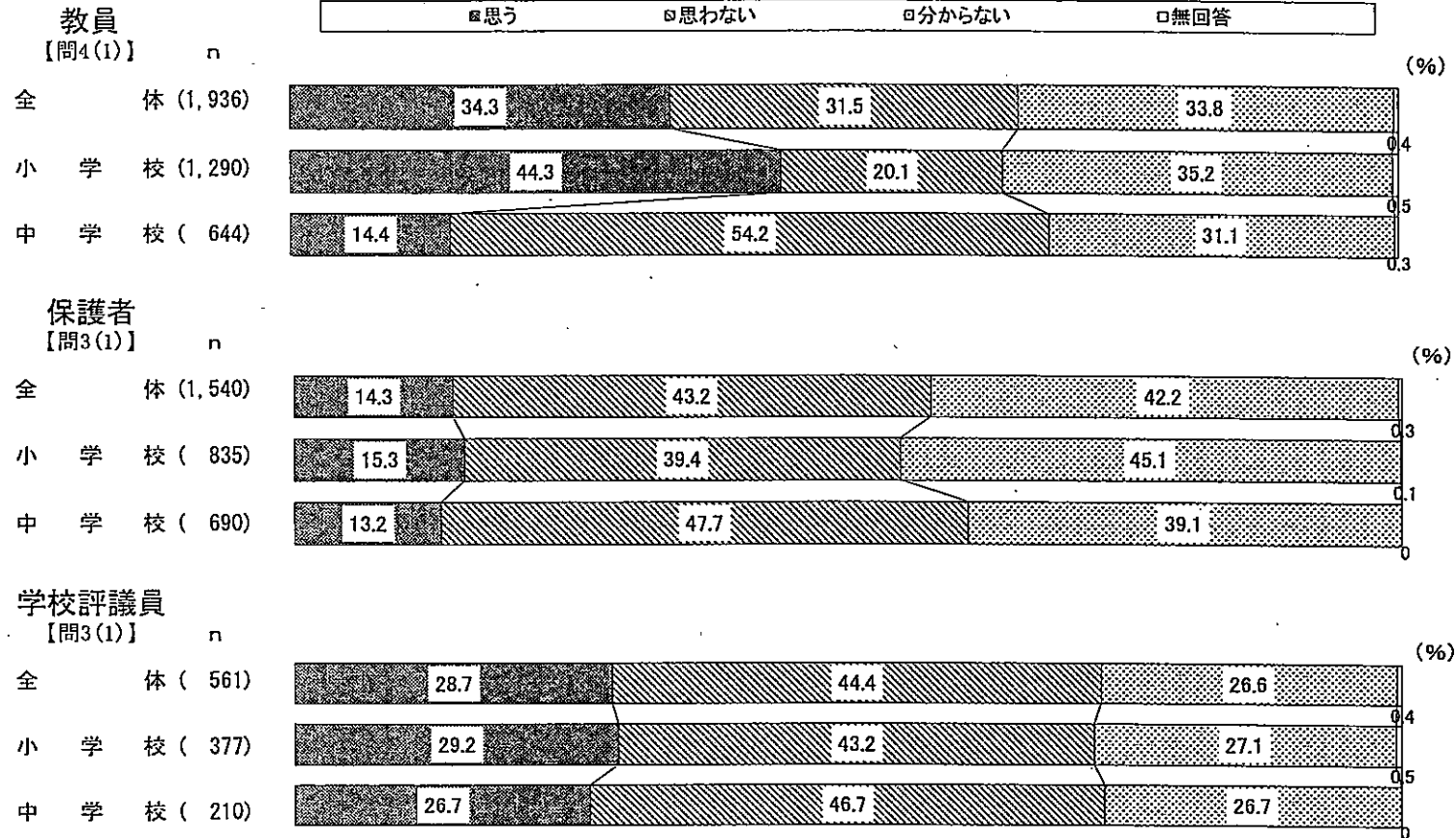
4 意識調査の実施時期

平成25年6月26日 (水) 発送 平成25年7月12日 (金) 回収締め切り

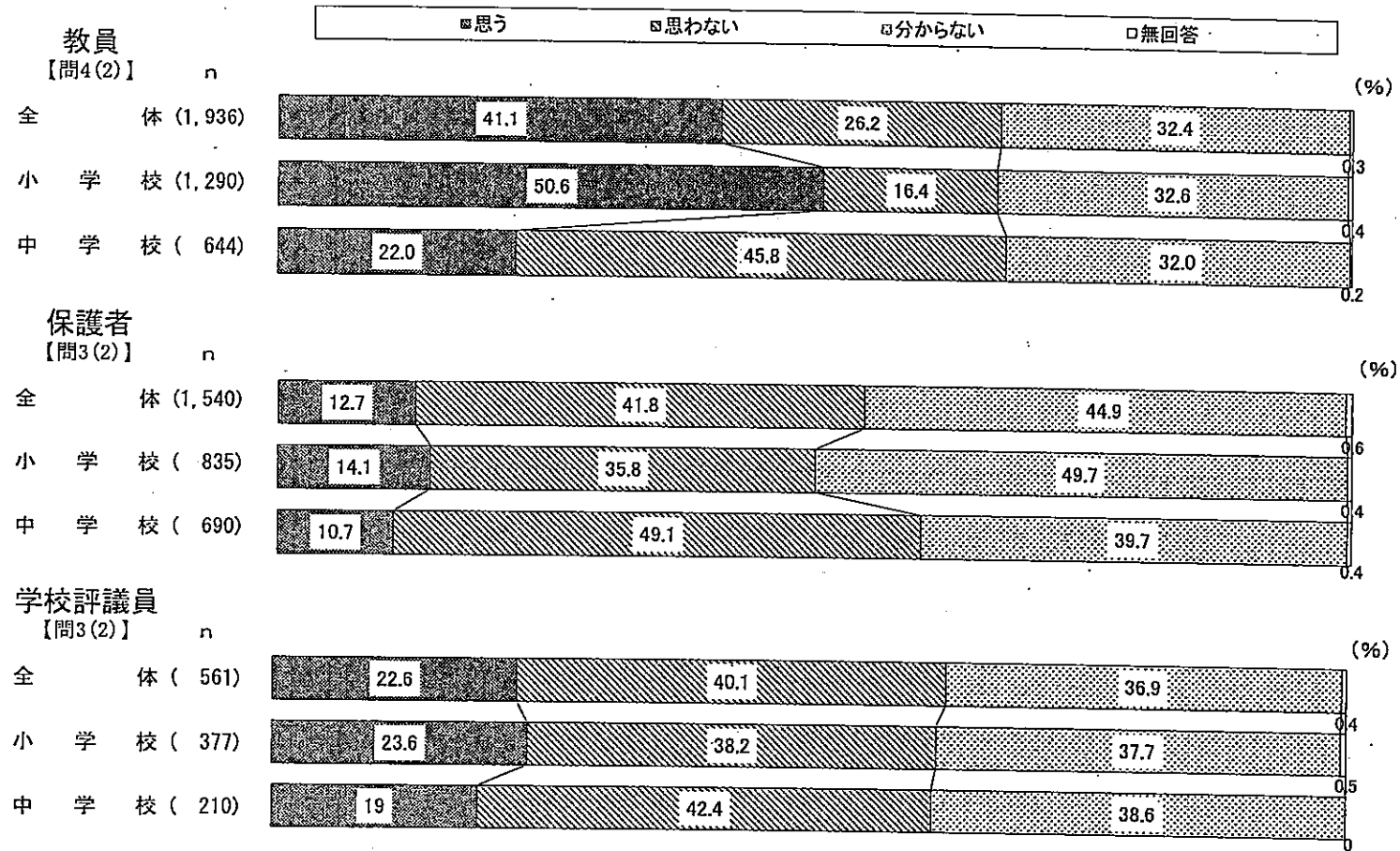
5 意識調査回収数

- (1) 教 員 (回答数 1,936人 回答率 80%)
- (2) P・T・A役員 (回答数 1,540人 回答率 79%)
- (3) 学校評議員 (回答数 561人 回答率 61%)

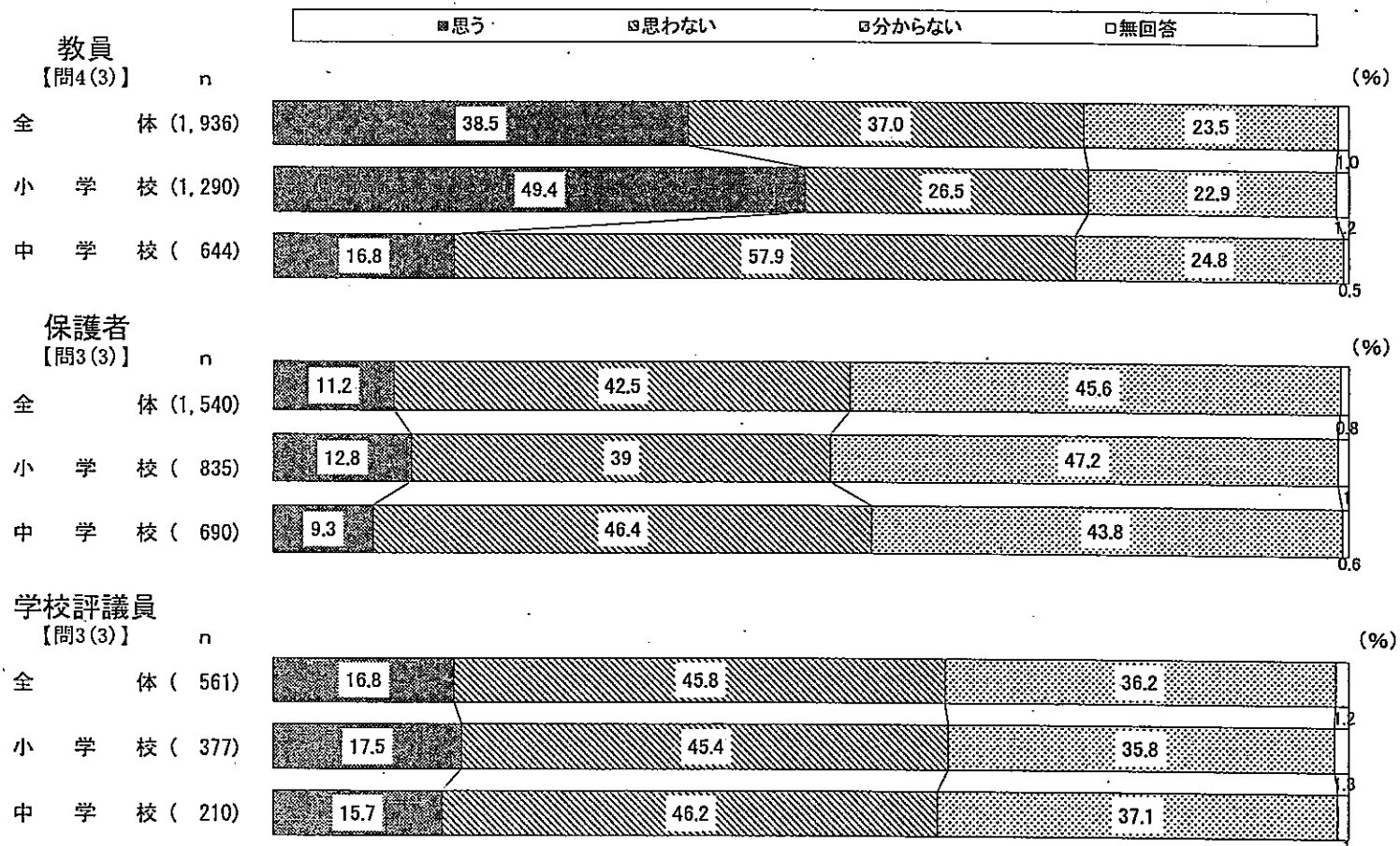
1 二学期制により一つの学期が長くなることで、学びの連続性につながっていると思いますか。



- 2 二学期制は、一人一人の児童・生徒に対してきめ細かい指導ができ、多くの評価資料を用いた評価や評定を行うことにつながっていると思いますか。



3 二学期制により、(休み時間や放課後などに) 児童・生徒と向き合う時間的ゆとりは生まれていると思いますか。

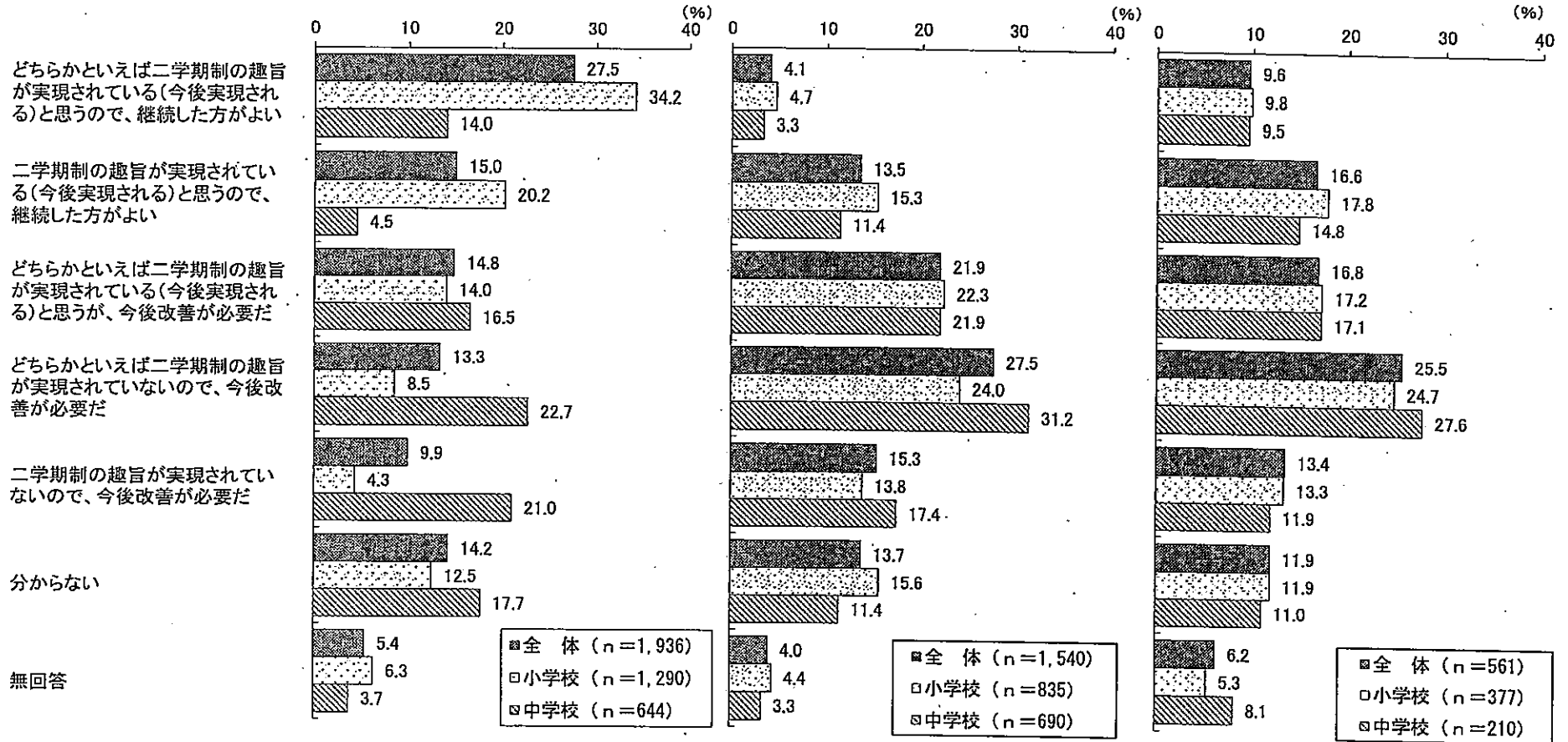


4 あなたは、二学期制についてどう思いますか。(〇は一つだけ)

教員【問5】

保護者【問4】

学校評議員【問4】



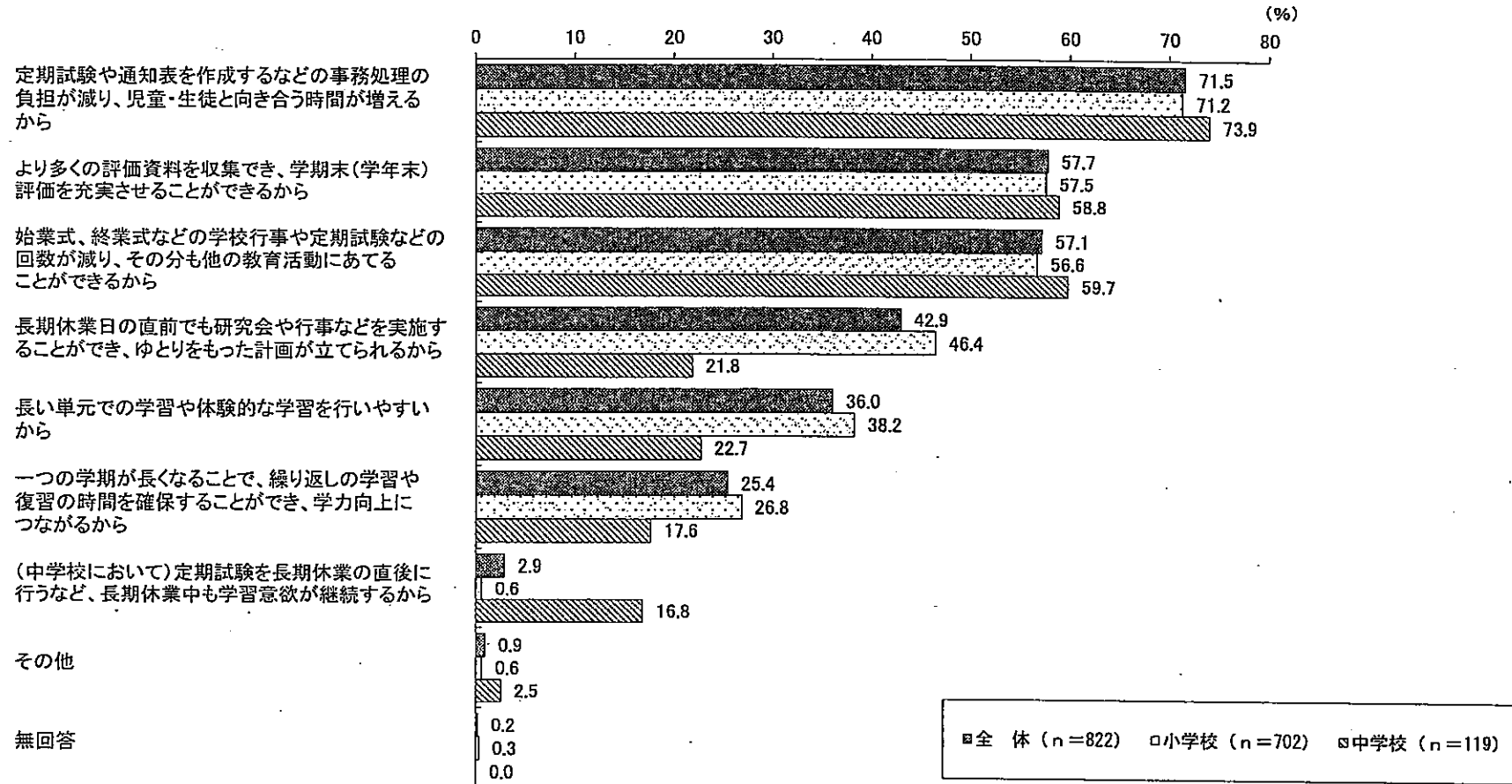
■全体 (n=1,936)
□小学校 (n=1,290)
▨中学校 (n=644)

■全体 (n=1,540)
□小学校 (n=835)
▨中学校 (n=690)

■全体 (n=561)
□小学校 (n=377)
▨中学校 (n=210)

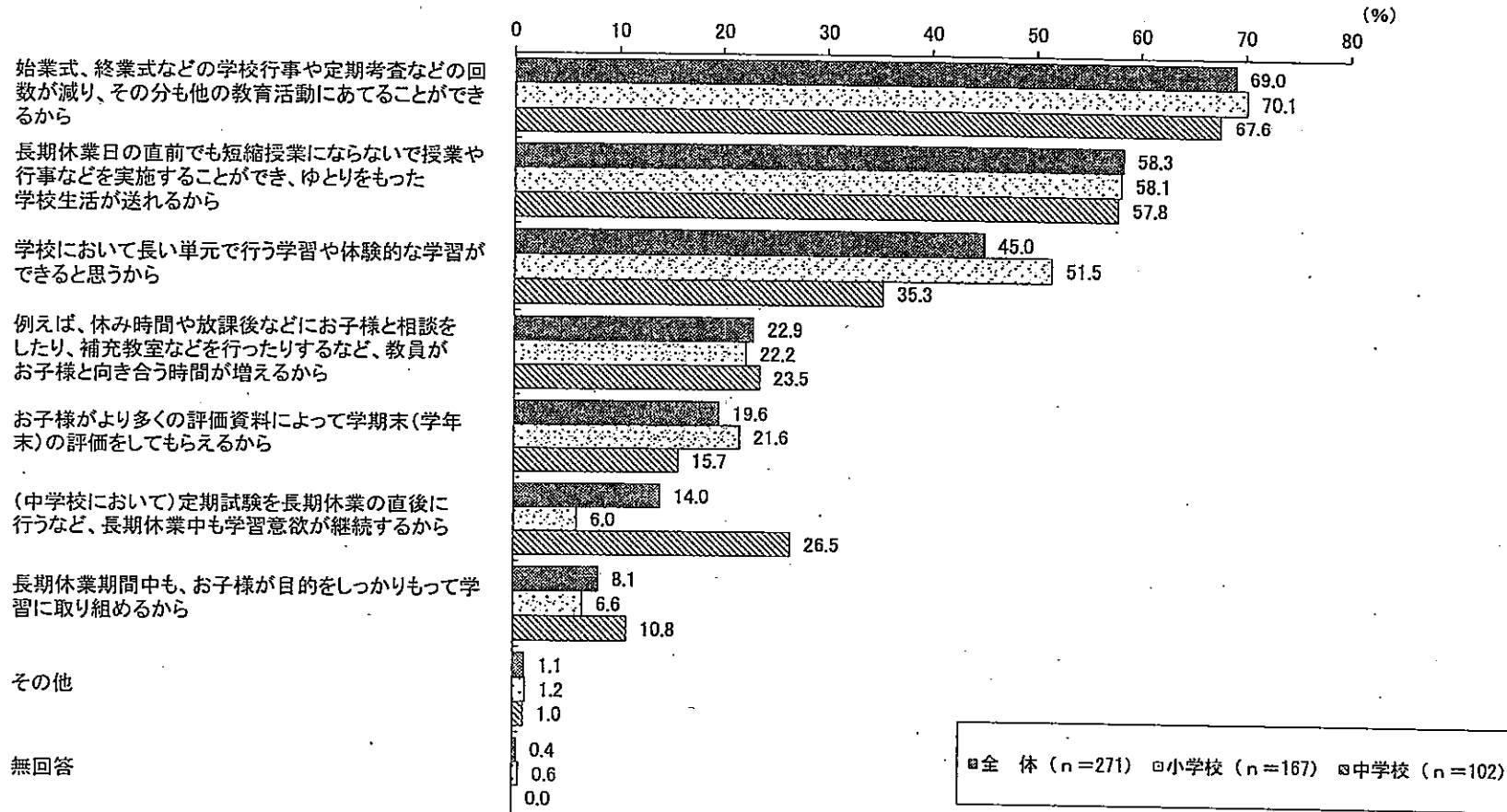
5 教員【問6】

「継続した方がよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)



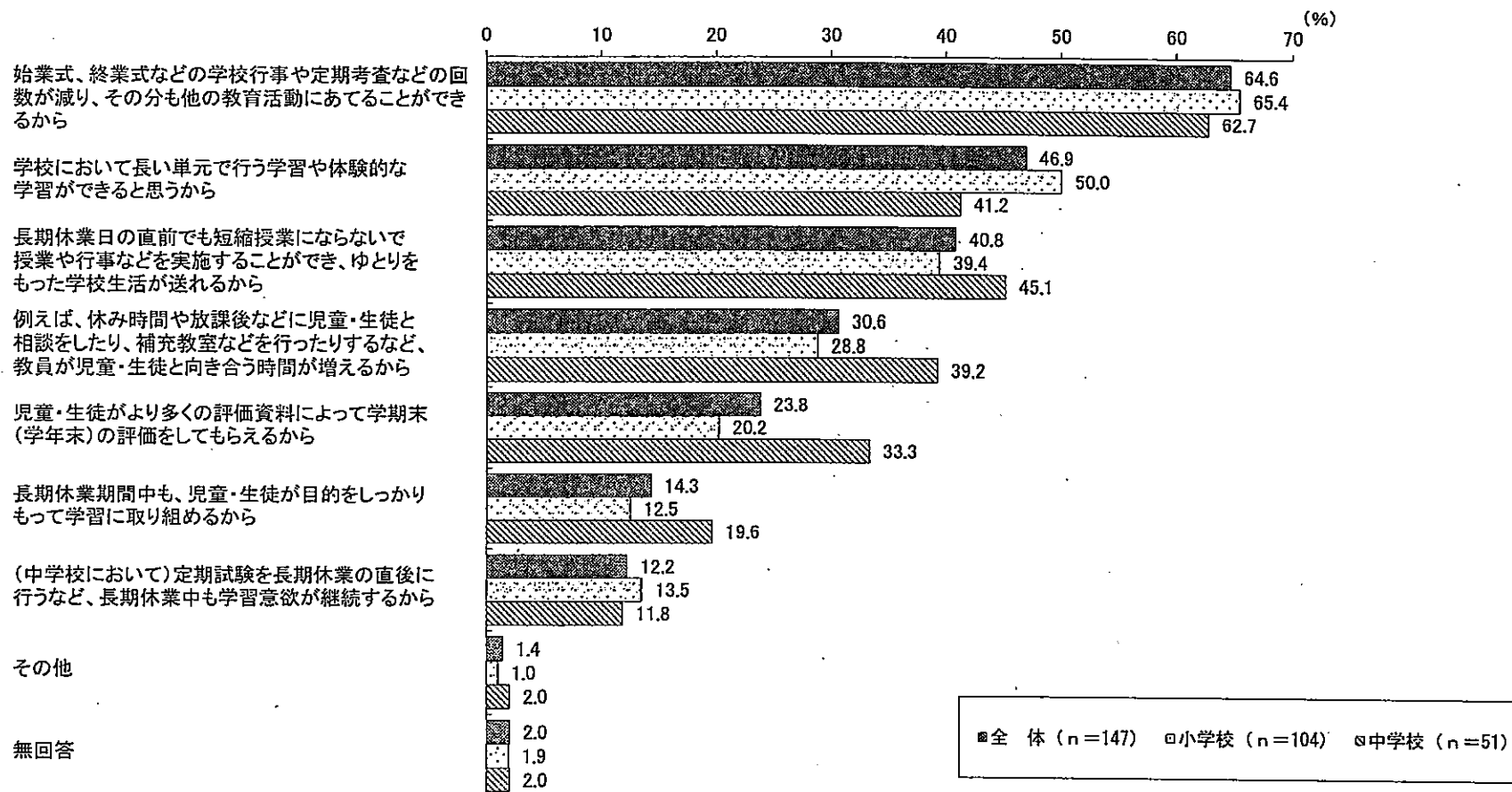
6 保護者【問5】

「継続した方がよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)



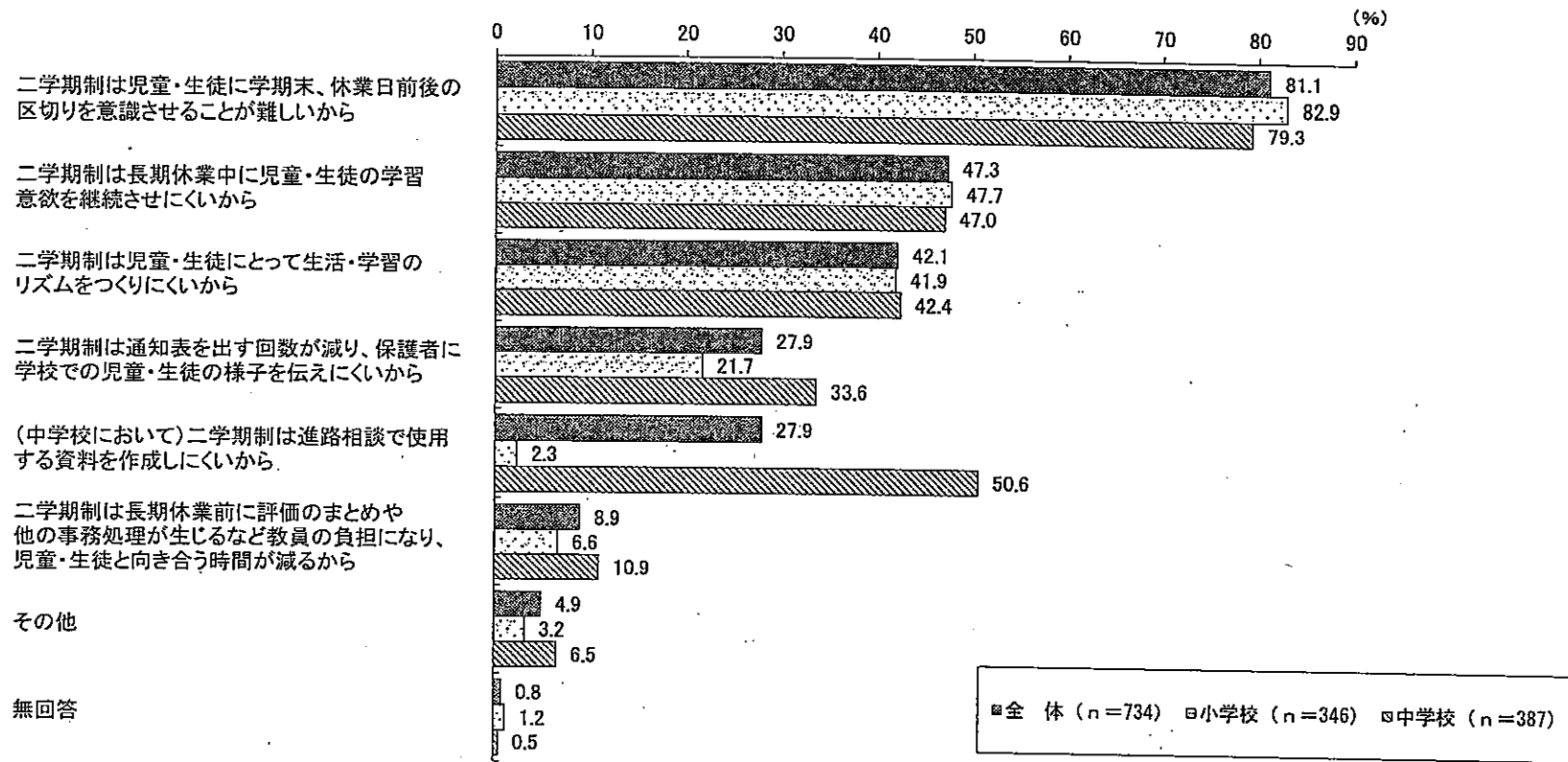
7 学校評議員【問5】

「継続した方がよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)



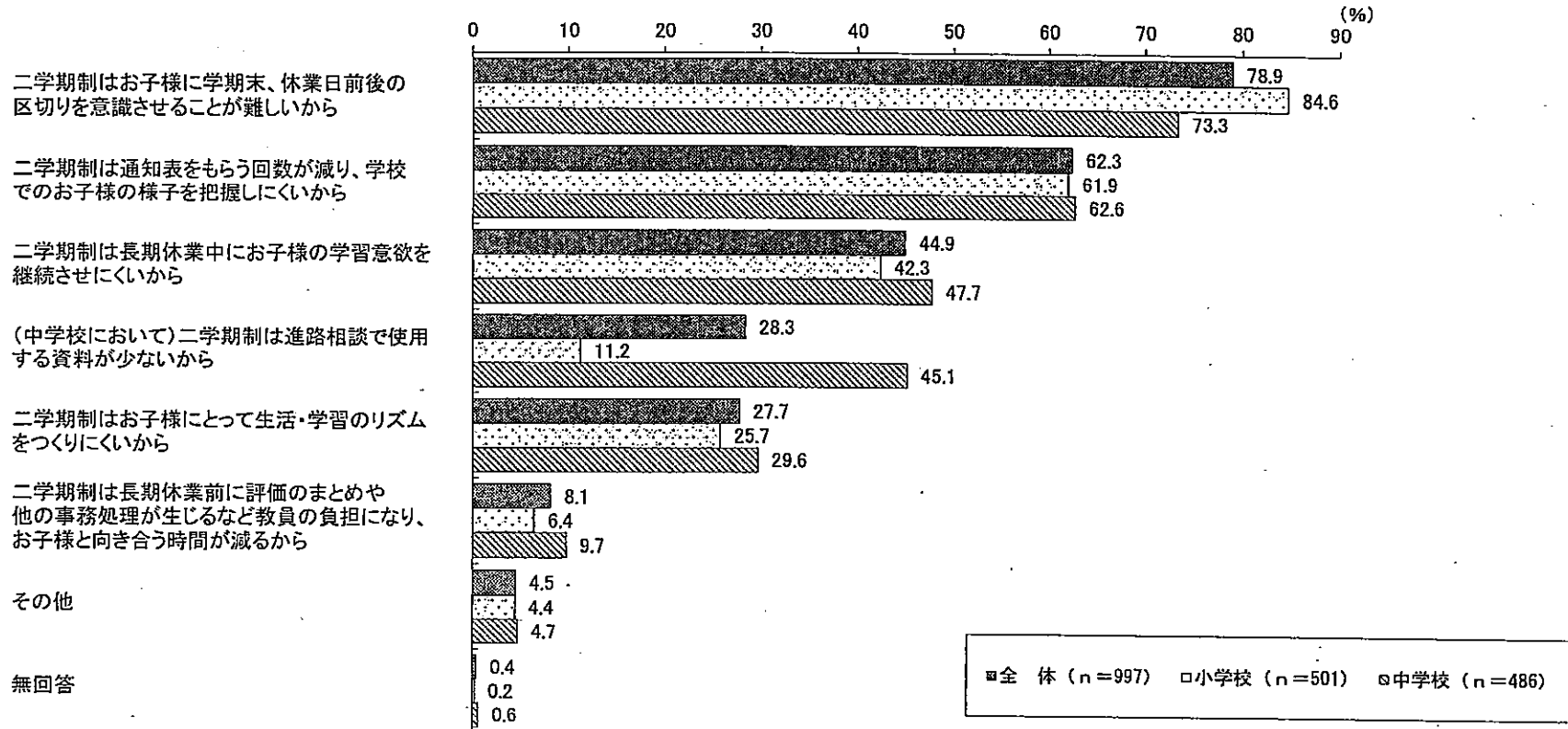
8 教員【問7】

「今後改善が必要だ」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)



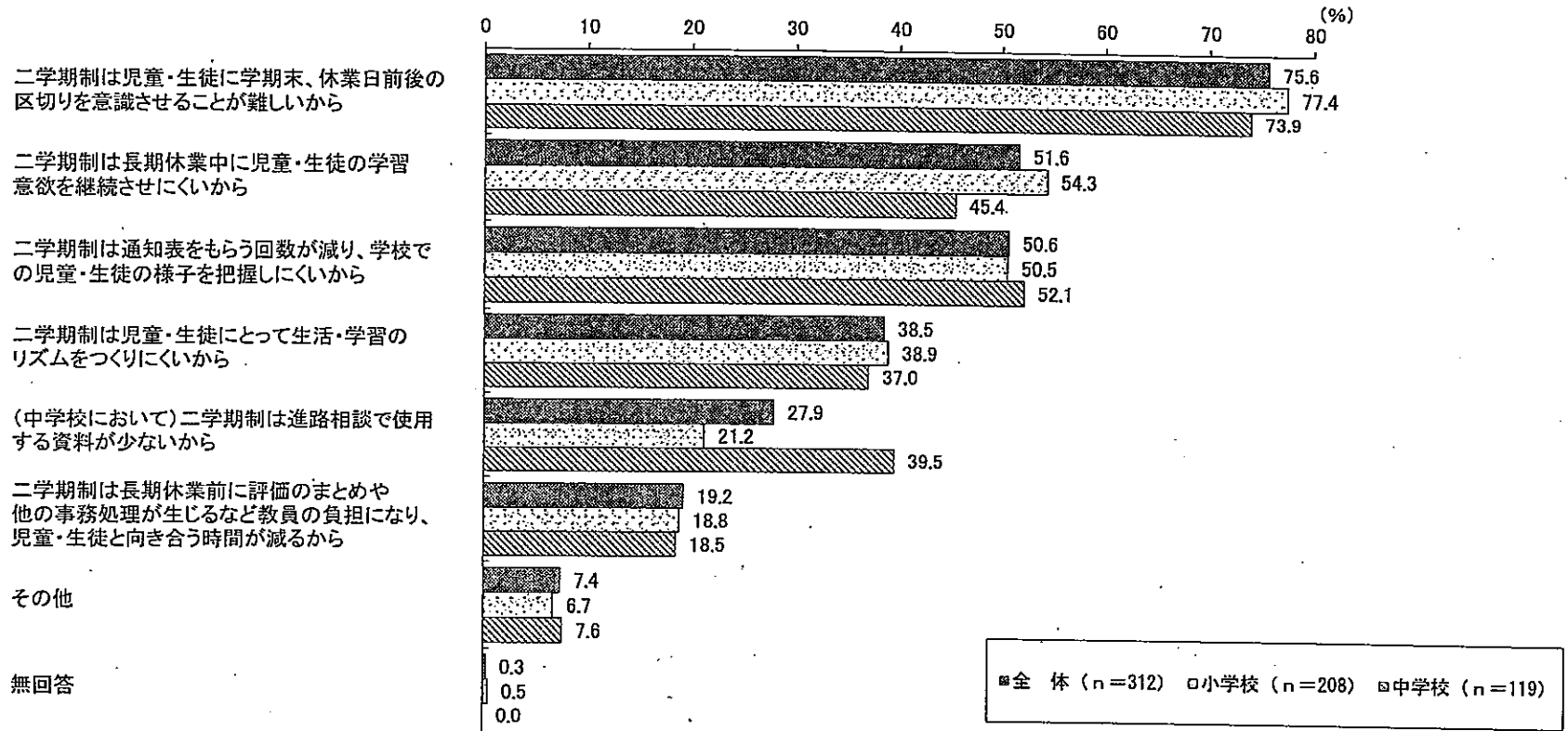
9 保護者【問6】

「今後改善が必要だ」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)



10 学校評議員【問6】

「今後改善が必要だ」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数選択可)

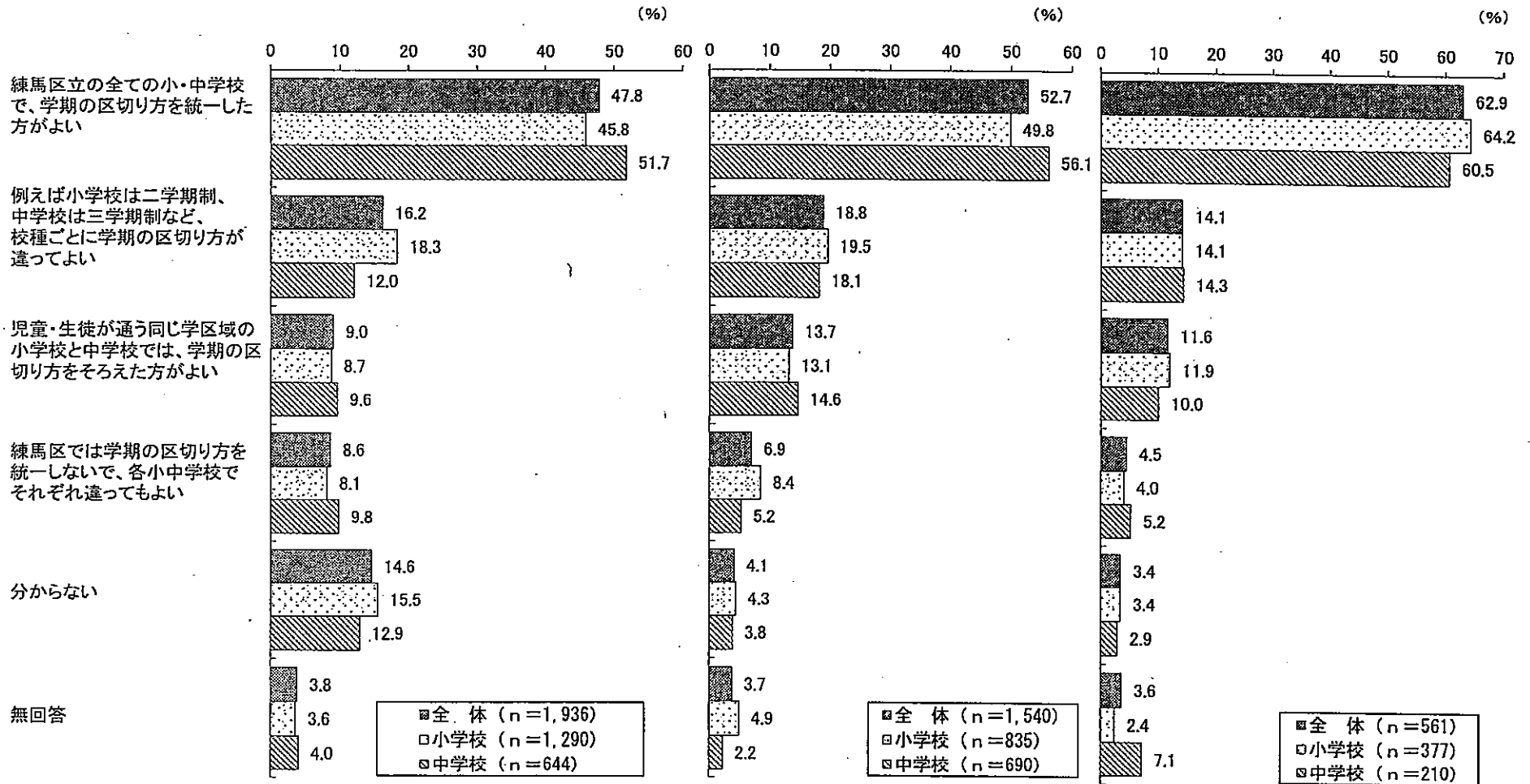


11 練馬区立学校での学期の区切り方（二学期制や三学期制）について、どのように考えますか。
 どれか一つに○を付けてください。

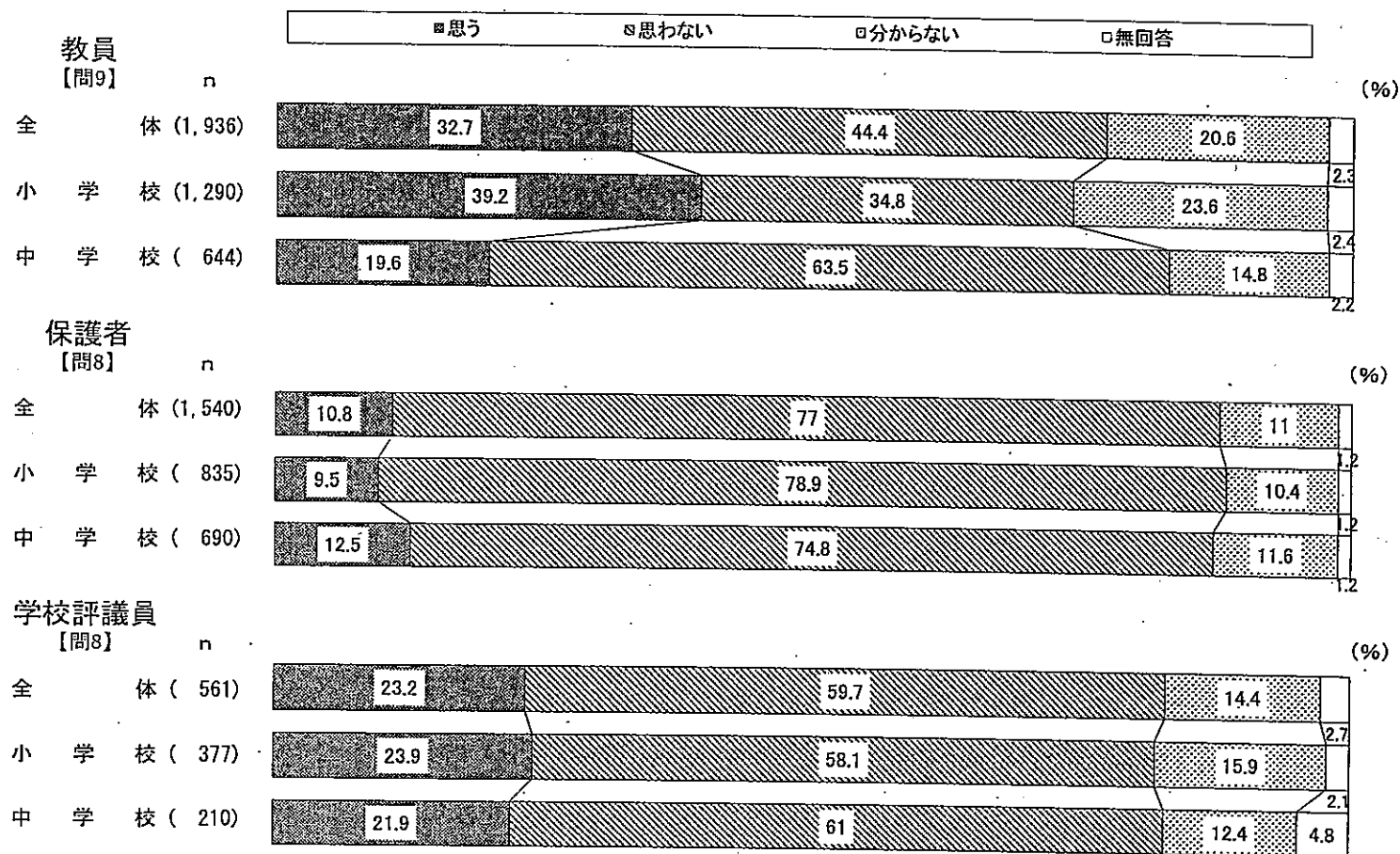
教員【問8】

保護者【問7】

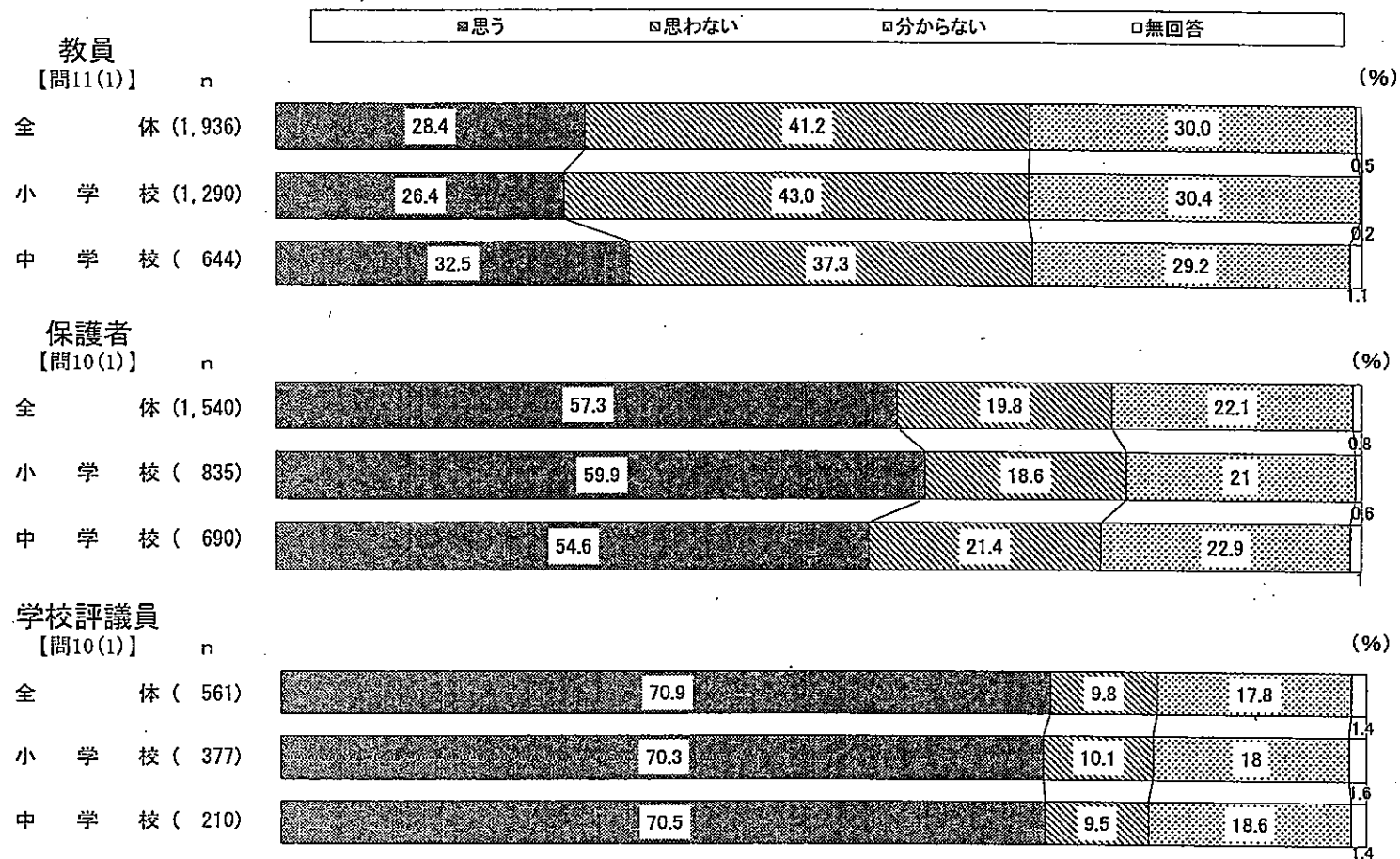
学校評議員【問7】



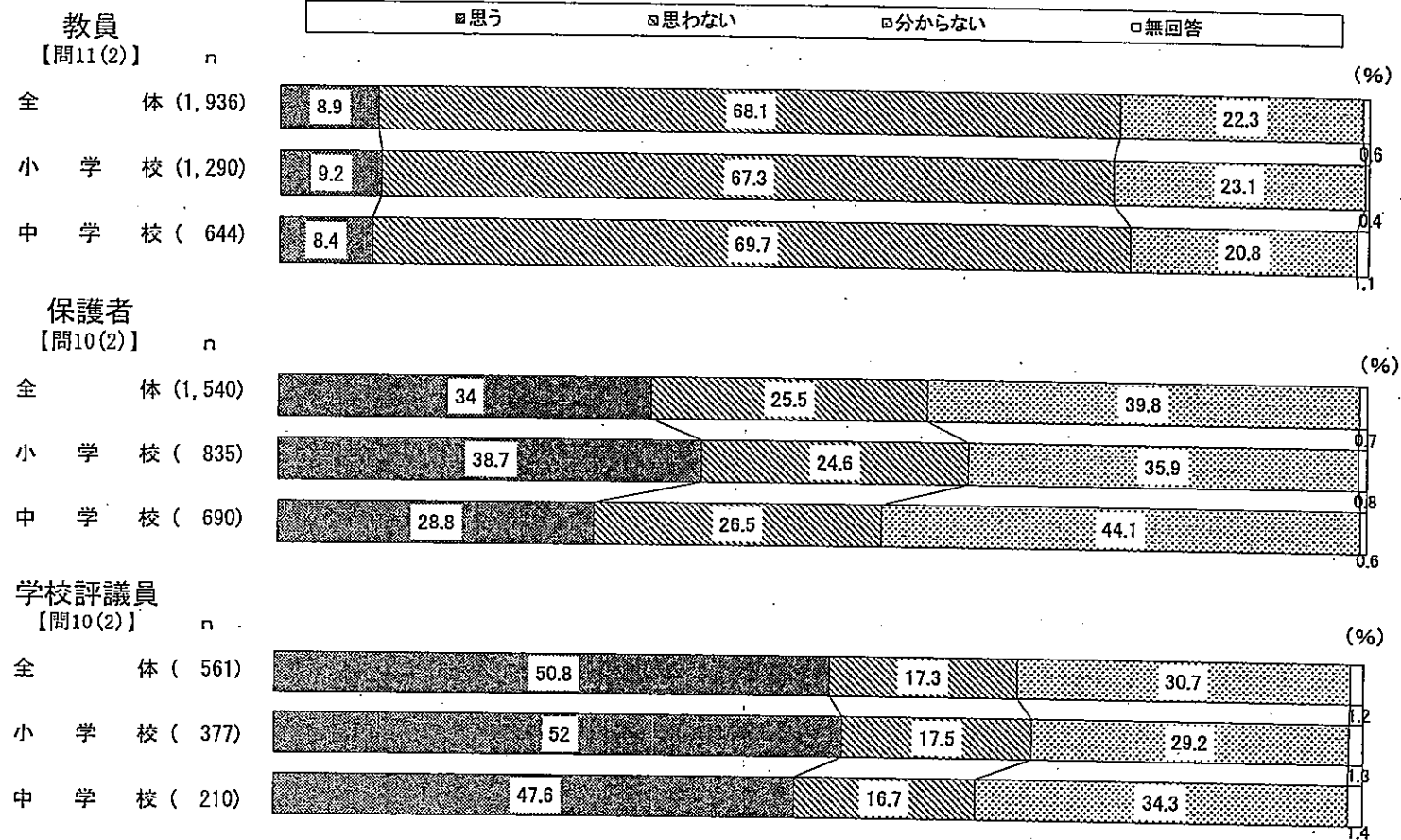
12 二学期制から三学期制に変わると、児童・生徒たちは不安や戸惑いを感じると思いますか。



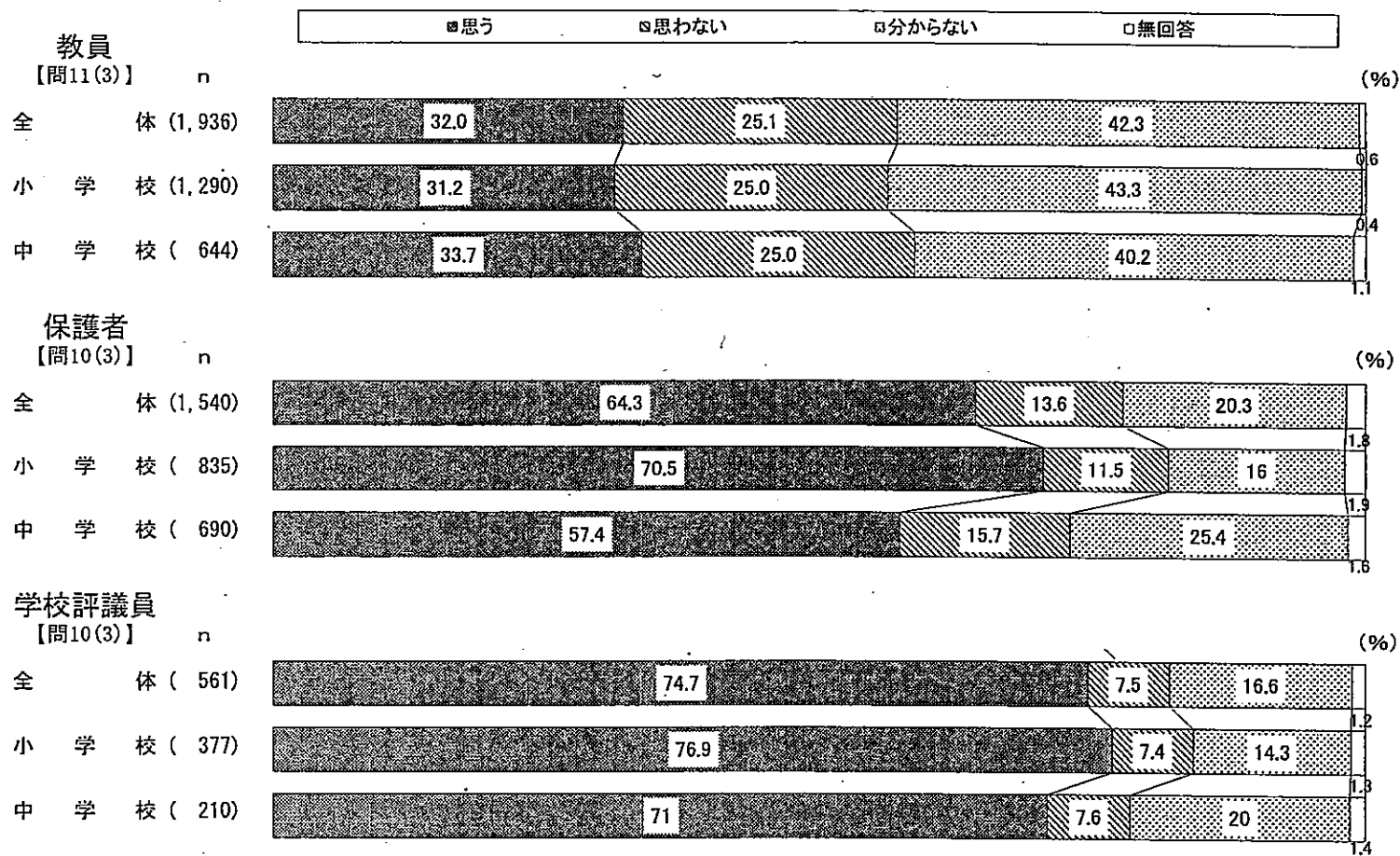
13 土曜授業は、児童・生徒が学習内容を理解するための授業時間の確保になっていると思いますか。



14 土曜授業は、児童・生徒と向き合う時間的ゆとりの確保になっていると思いますか。

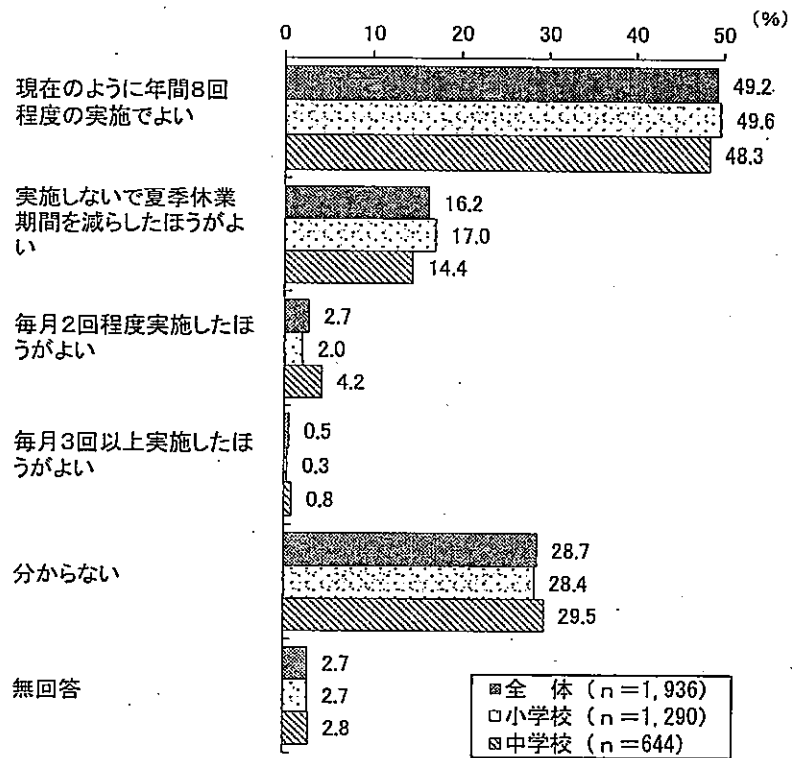


- 15 土曜日に保護者や地域の方が授業を参観したり、学校行事に参加したりする機会や人数が増えたことにより、学校への理解や信頼が高まっていると思いますか。

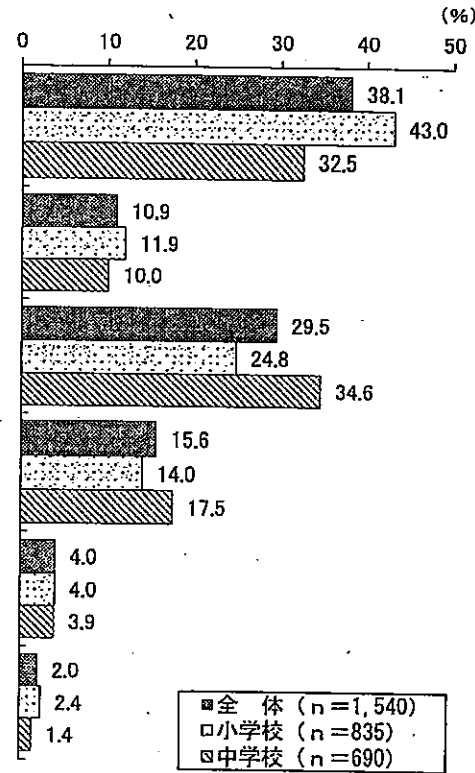


16 あなたは、今後も土曜日に授業を実施したほうがよいと思いますか。(〇は一つだけ)

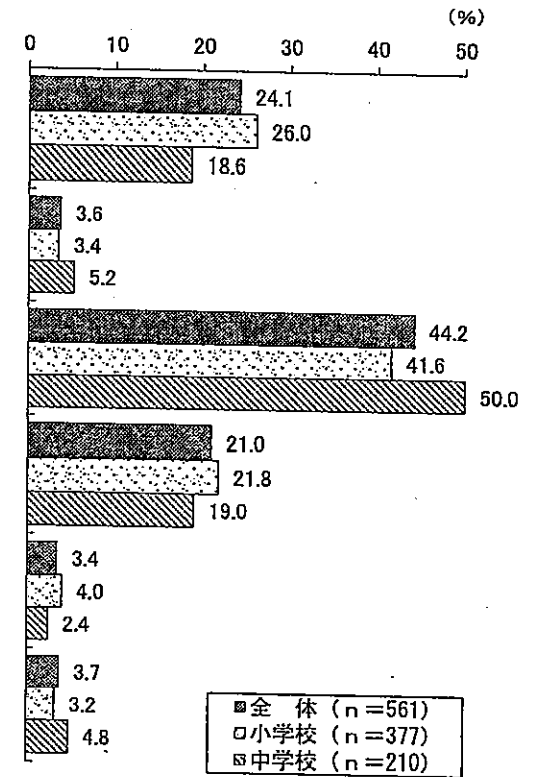
教員【問12】



保護者【問11】

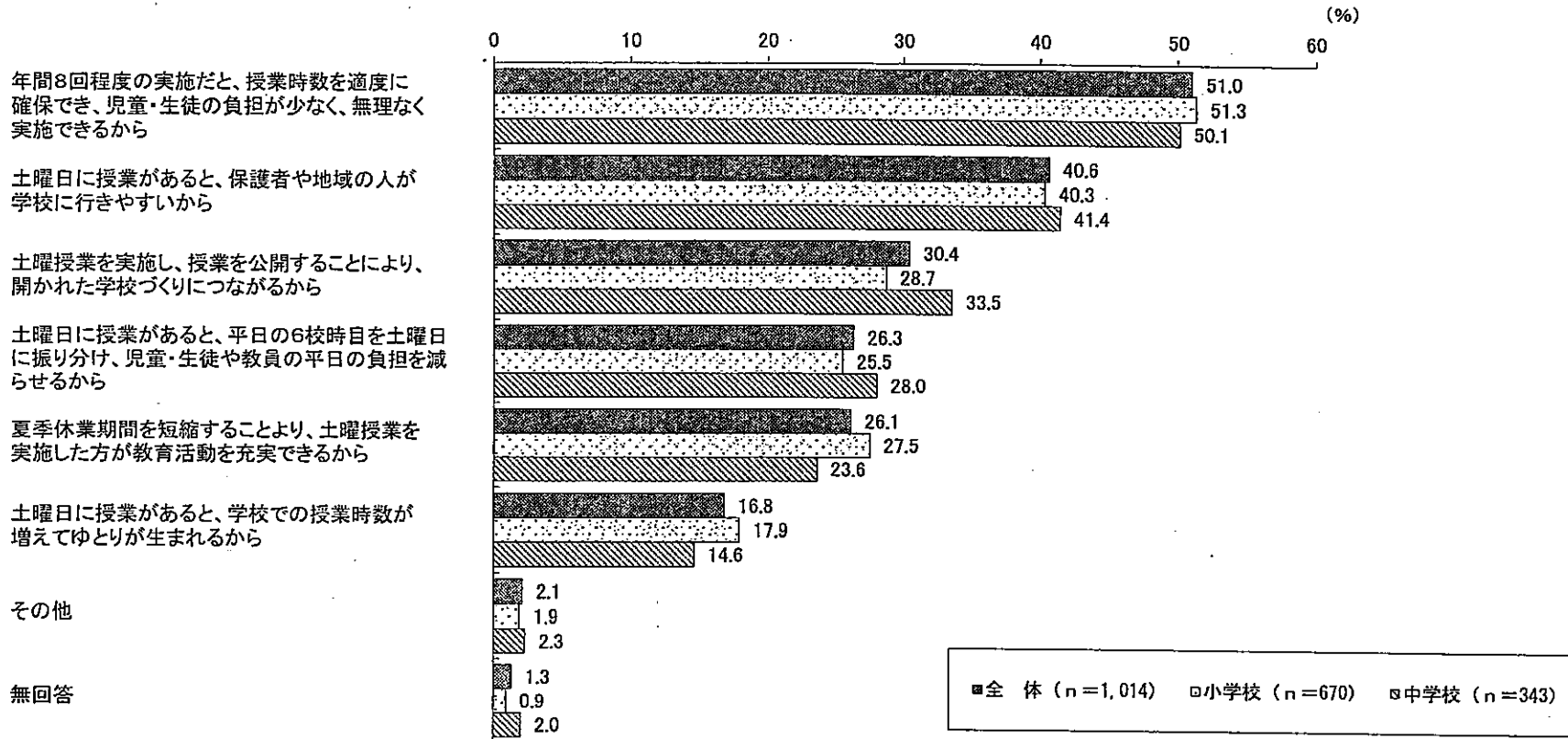


学校評議員【問11】



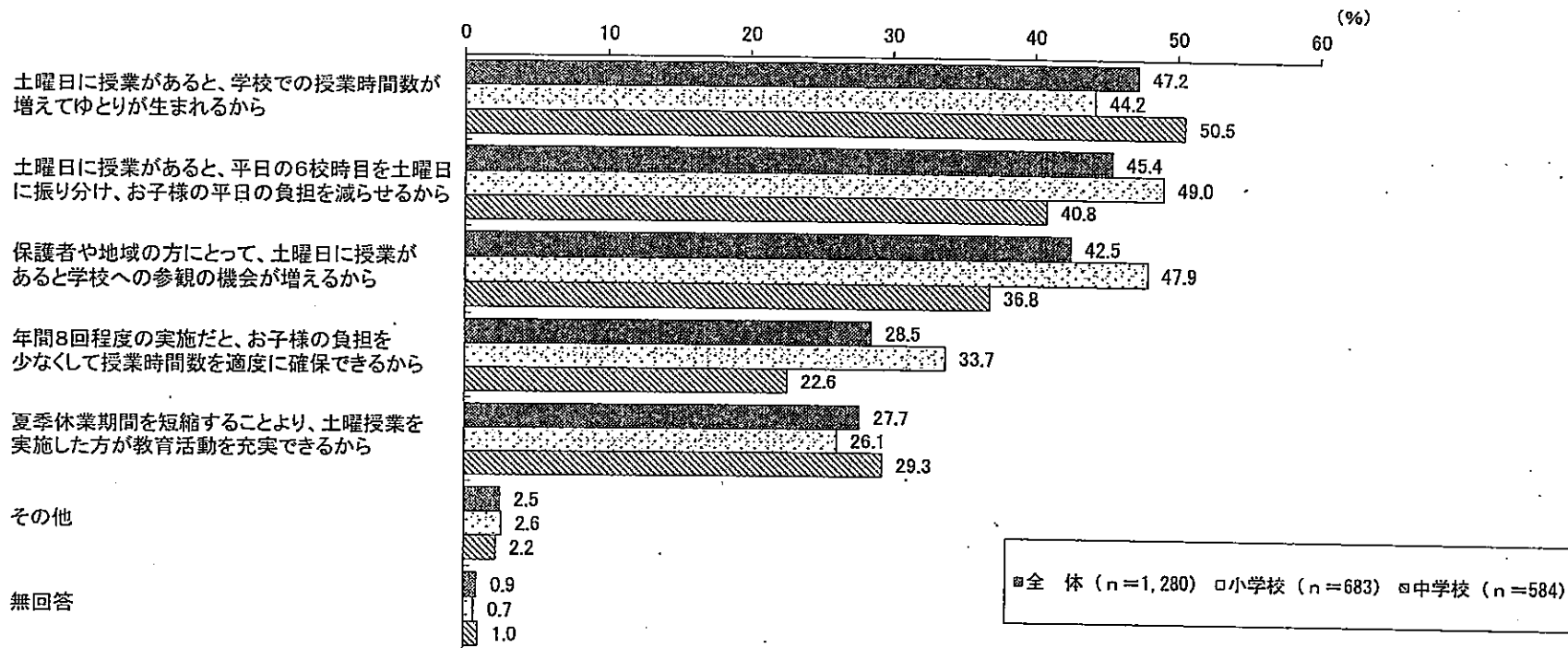
17 教員【問13】

「土曜授業を実施したほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



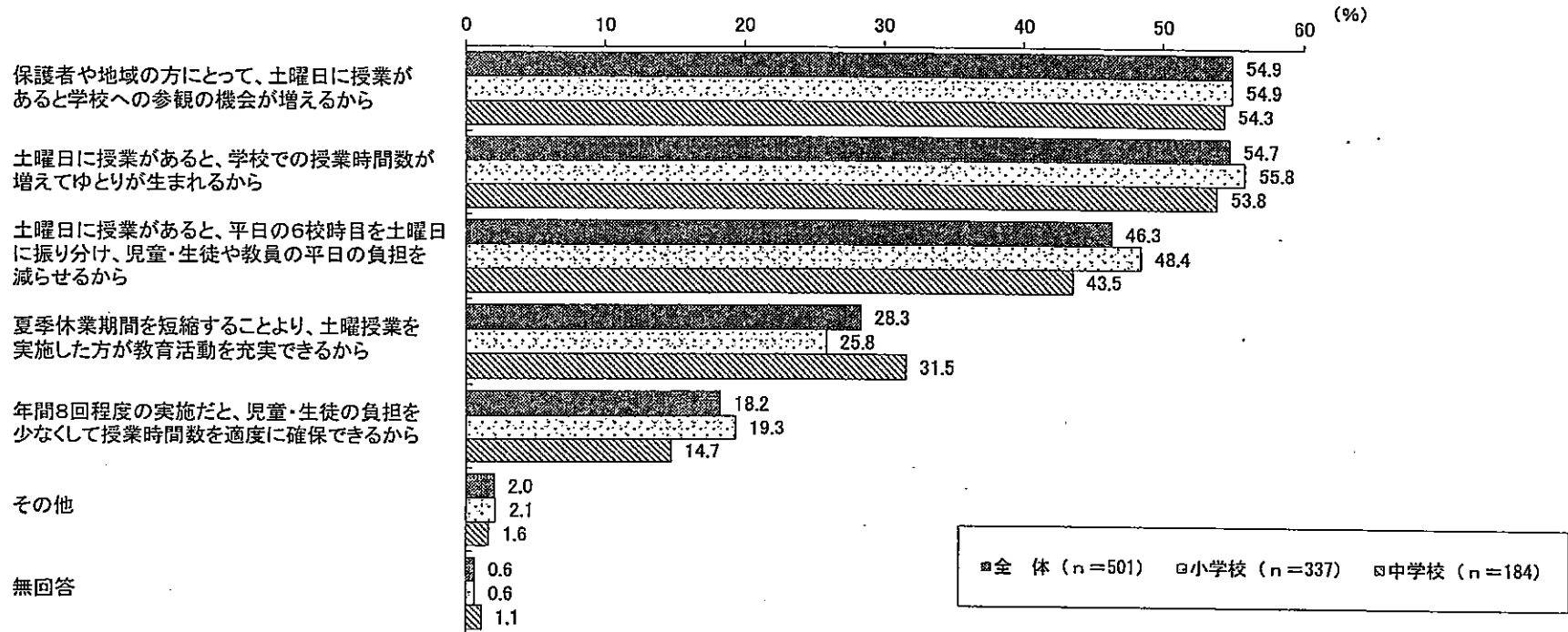
18 保護者【問12】

「土曜授業を実施したほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



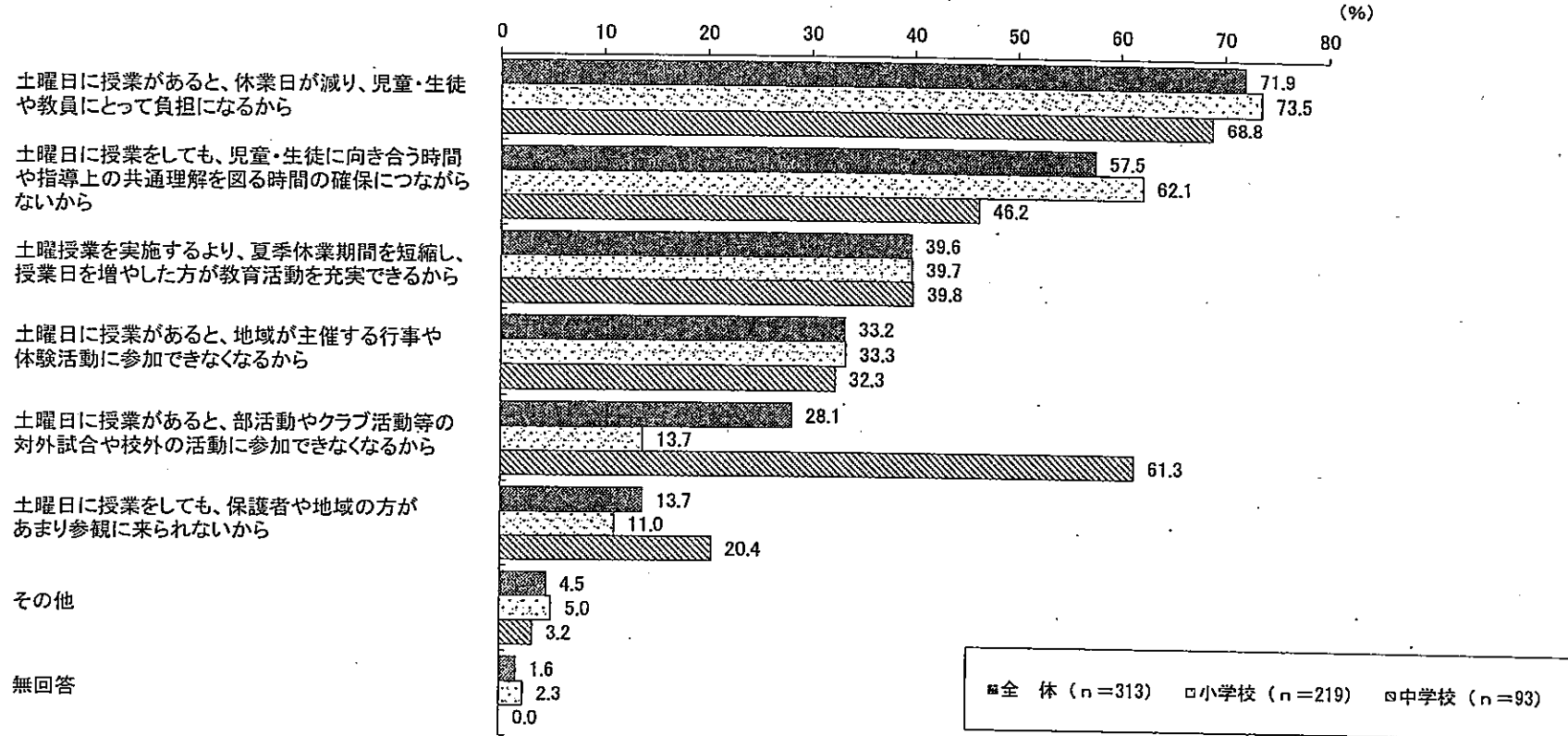
19 学校評議員【問12】

「土曜授業を実施したほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



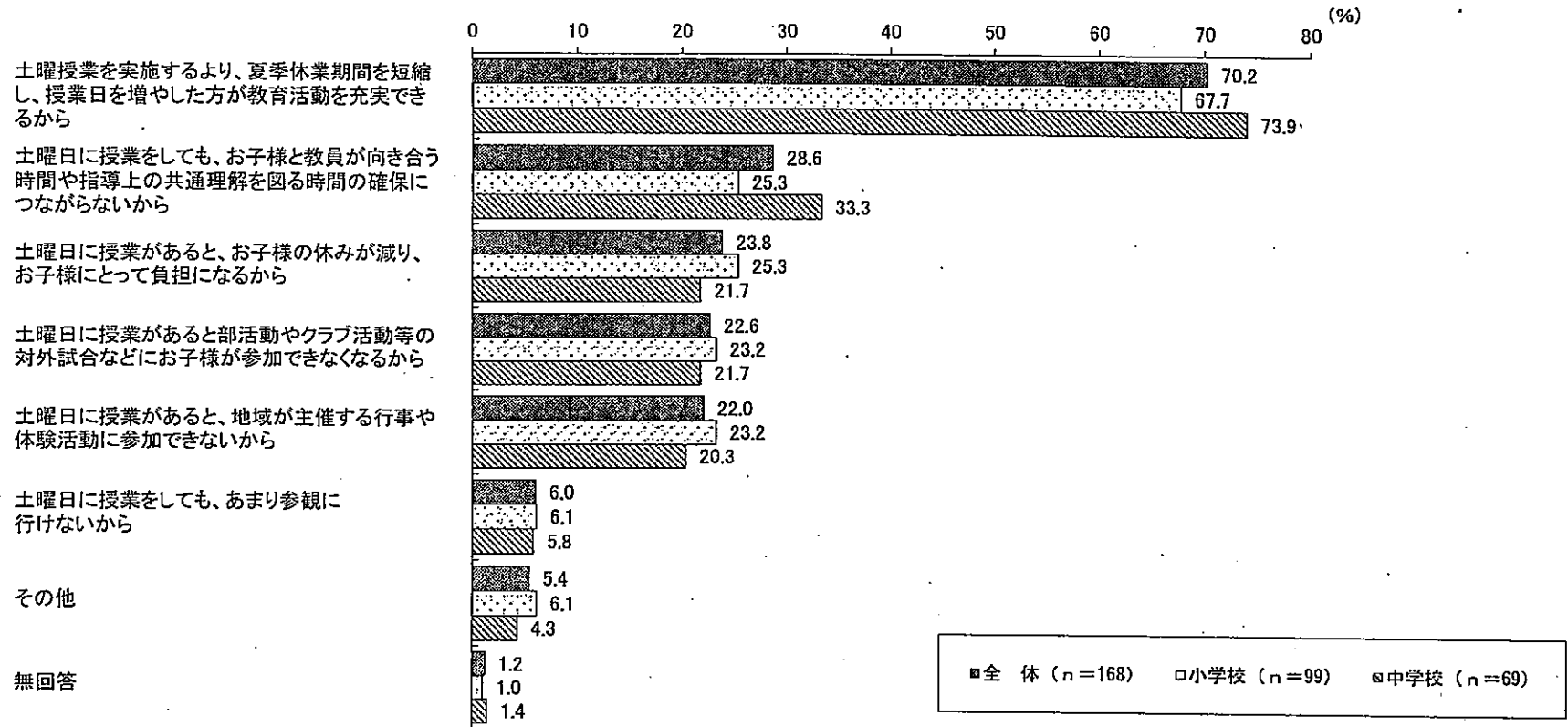
20 教員【問14】

「土曜授業を実施しないほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



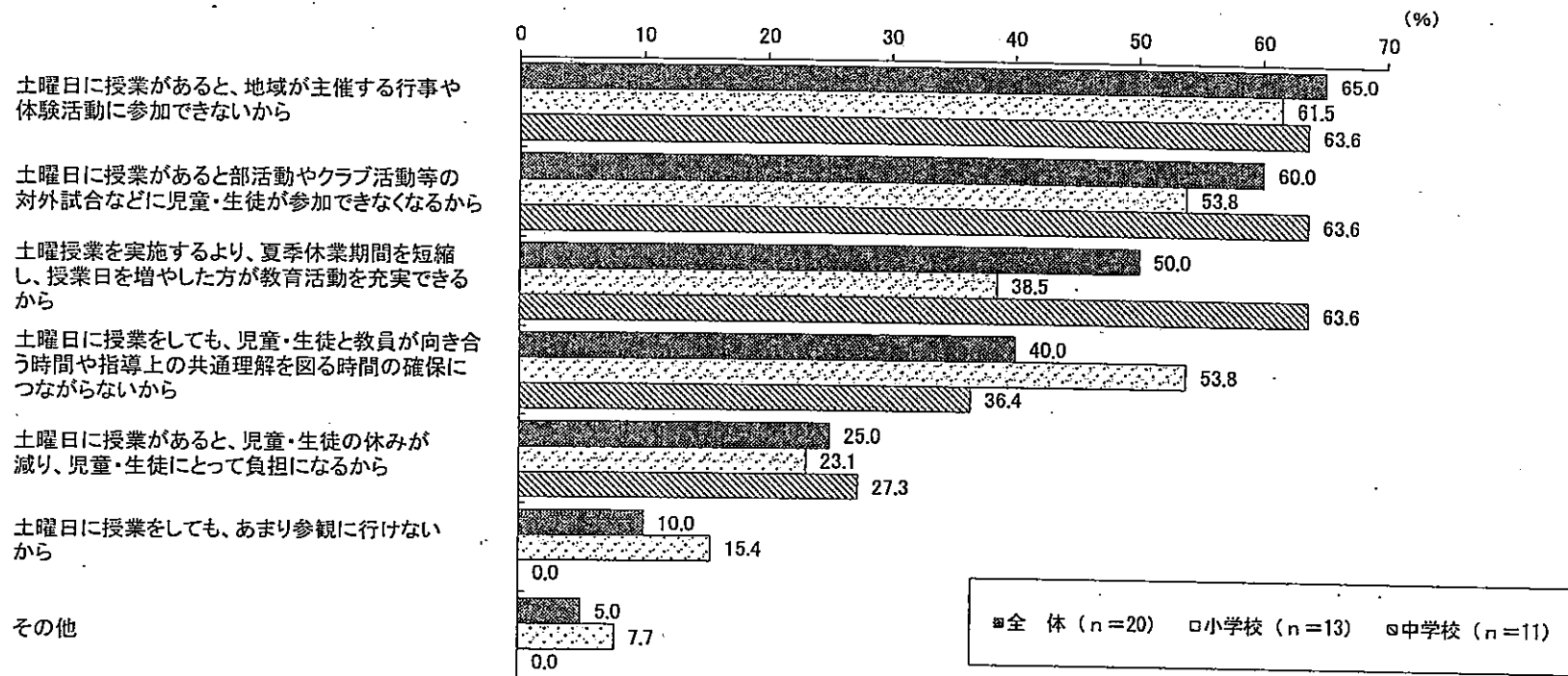
21 保護者【問13】

「土曜授業を実施しないほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



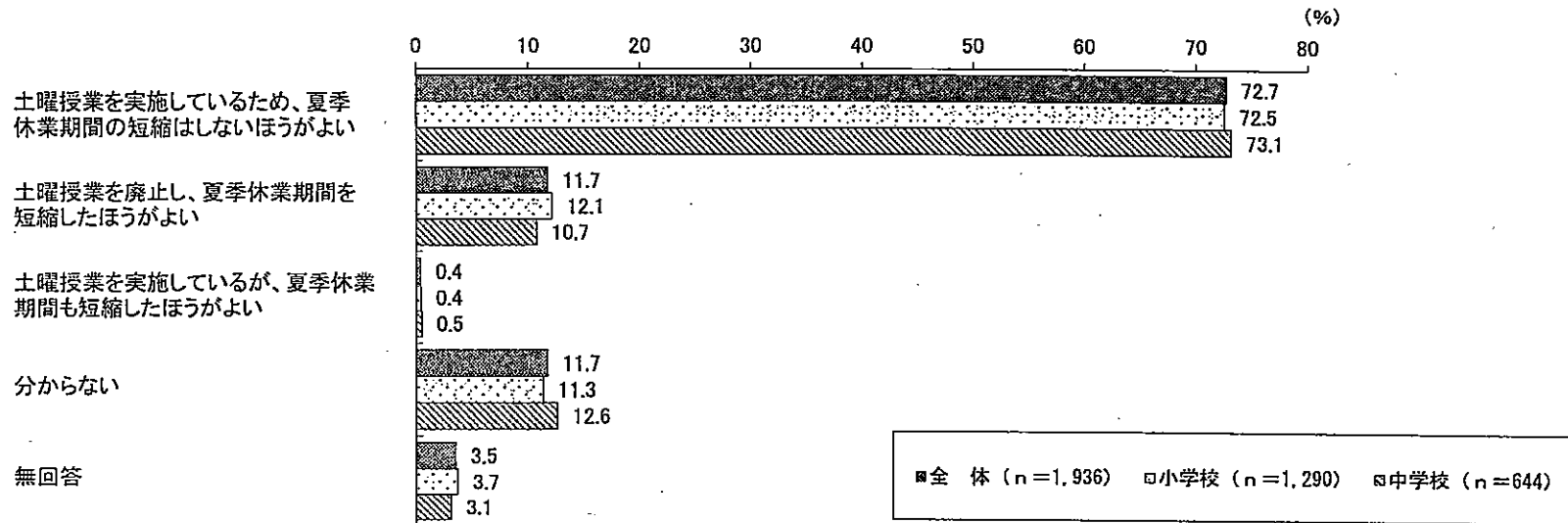
22 学校評議員【問13】

「土曜授業を実施しないほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



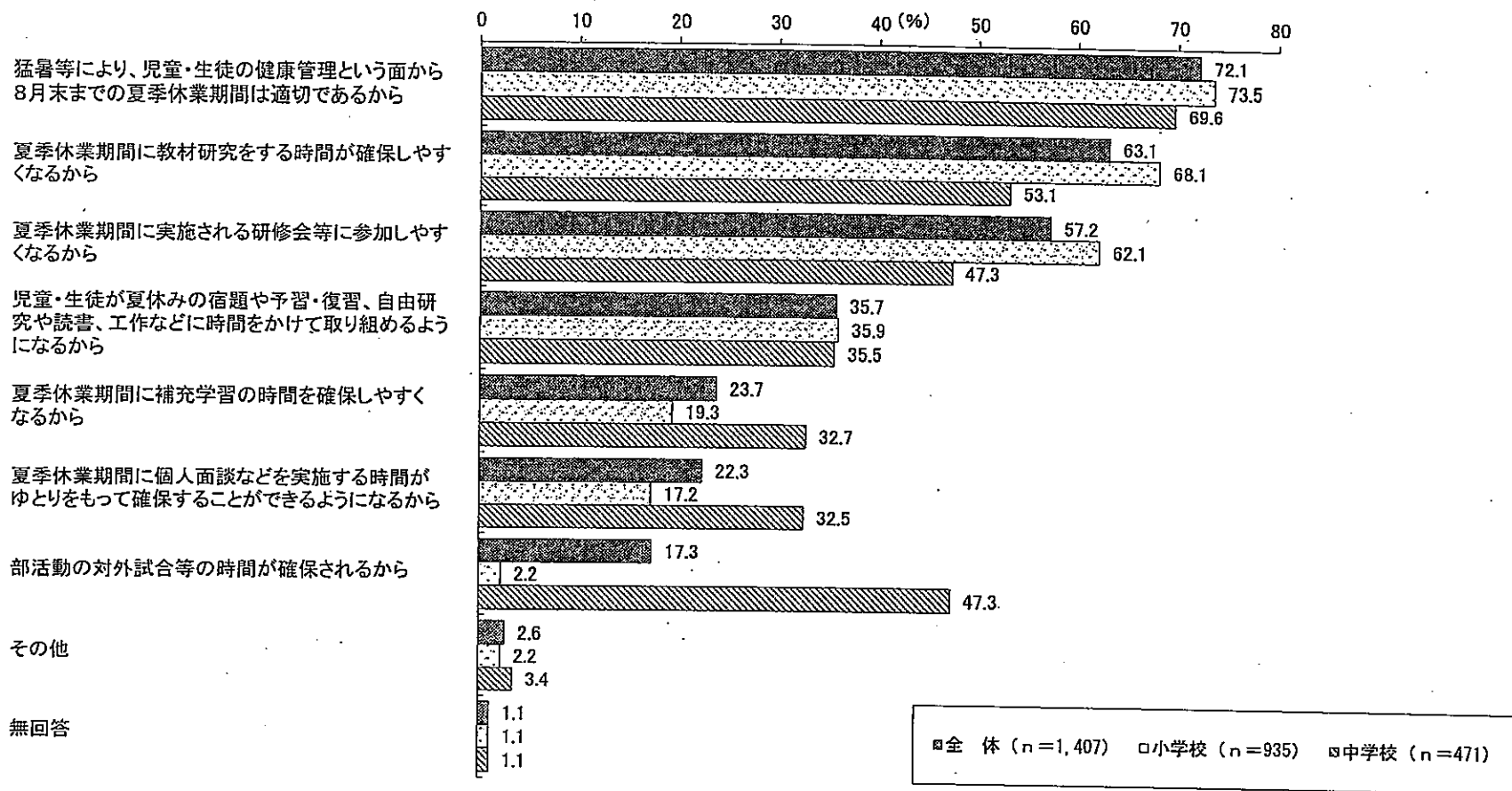
23 教員【問15】

夏季休業の期間について全ての方に質問します。(〇は一つだけ)



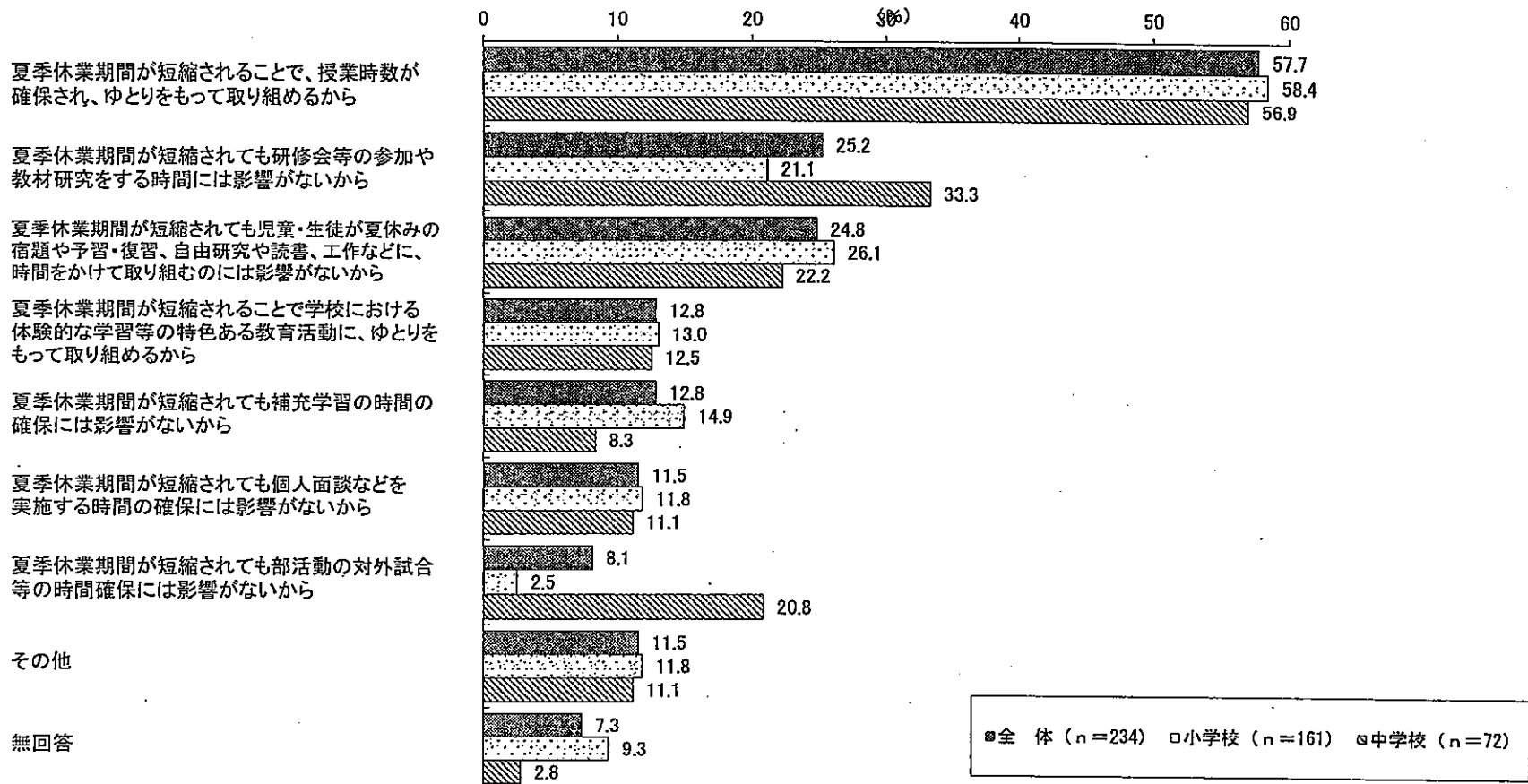
24 教員【問16】

「夏季休業を短縮しないほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



25 教員【問17】

「夏季休業を短縮したほうがよい」を選択した方に質問します。その理由は何ですか。当てはまるものに○を付けてください。（複数選択可）



教育課程検証委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 30 日
25 練教教指第 664 号

(設置)

第1条 練馬区の小学校および中学校（以下「小中学校」という。）において、二学期制や土曜授業をはじめとした教育課程に関する成果や課題を検証し、今後の教育課程編成に関する方向性について協議するため、教育課程検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証委員会は、教育委員会教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 二学期制の成果と課題、今後の方向性に関すること
- (2) 土曜授業の成果と課題、今後の方向性に関すること
- (3) その他、教育課程に関することで教育委員会が必要と認める事項

(報告)

第3条 前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ答申を行う。

(構成)

第4条 委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 検証委員会の委員は、別表のとおりとし、教育委員会が委嘱する委員 20 名をもって構成する。

(任期)

第5条 前条第4項の規定による委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検証委員会の会議に委員以外の者の出席を求

めることができる。

4 検証委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、検証委員会が決定したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 教育委員会教育振興部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

別表 (第4条関係)

役職等	人数
学識経験者	1名
練馬区小学校PTA連合協議会	2名
練馬区立中学校PTA連合協議会	2名
練馬区立小学校長会	2名
練馬区立中学校長会	2名
練馬区立小学校副校長会	2名
練馬区立中学校副校長会	2名
練馬区立小学校教員	2名
練馬区立中学校教員	2名
教育振興部長	—
教育総務課長	—
教育指導課長	—

教育課程検証委員会 委員名簿

委員長	財団法人教育調査研究所	研究部長	寺崎 千秋
副委員長	練馬区教育委員会	教育振興部長	郡 榮作
委員	小学校PTA連合協議会	会長	横澤 由明
委員	小学校PTA連合協議会	副会長	栗林 仁美
委員	中学校PTA連合協議会	会長	青柳 直美
委員	中学校PTA連合協議会	副会長	水村 恭子
委員	光和小学校	統括校長	植村 茂樹
委員	関町北小学校	校長	大野 泰弘
委員	北町中学校	校長	赤木 宏行
委員	上石神井中学校	校長	田代 雅規
委員	石神井東小学校	副校長	関川 健
委員	大泉第四小学校	副校長	戸崎 晃
委員	光が丘第一中学校	副校長	齋藤 実
委員	大泉中学校	副校長	矢島 加都美
委員	旭丘小学校	主幹教諭	三浦 寛朗
委員	上石神井小学校	主幹教諭	榛葉 信武
委員	光が丘第四中学校	主幹教諭	野田 恵威子
委員	小中一貫教育校大泉桜学園	主任教諭	石井 芳伸
委員	練馬区教育委員会	教育総務課長	岩田 高幸
委員	練馬区教育委員会	教育指導課長	堀田 直樹

事務局	練馬区教育委員会	統括指導主事	大槻 亨
事務局	練馬区教育委員会	統括指導主事	鈴木 裕行
事務局	練馬区教育委員会	統括指導主事	金木 圭一
事務局	練馬区教育委員会	指導主事	荒木 忍
事務局	練馬区教育委員会	指導主事	今野 稔恵
事務局	練馬区教育委員会	指導主事	片山 伸哉

練馬区立学校の学期制および土曜授業の在り方について
答申

平成26年(2014年)2月

練馬区教育課程検証委員会
練馬区教育委員会教育振興部教育指導課

練馬区豊玉北6-12-1

電話 5984-5759